

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 20 日

(令和 6 年度決算)

(農林水産部・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和7年10月20日(月曜日)

午前9時58分開議
午前11時37分休憩
午後0時58分開議
午後2時8分休憩
午後2時14分開議
午後2時46分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第42号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第43号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第44号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第47号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号 令和6年度熊本県下水道事業会計決算の認定について

出席委員(13人)

- 委員長 高木健次
副委員長 中村亮彦
委員 前川收
委員 西聖一
委員 渕上陽一
委員 前田憲秀
委員 高島和男
委員 坂梨剛昭
委員 前田敬介
委員 南部隼平

委員 住永栄一郎
委員 斎藤陽子
委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 中島豪
理事 (食のみやこ推進担当)
兼食のみやこ推進局長 間宮将大
政策審議監 磯谷重和
生産經營局長 徳永浩美
農村振興局長 永田稔
森林局長 宮脇慈
水産局長 那須博史
農林水産政策課長 紙屋勝良
団体支援課長 岩野洋士
政策調整監 杉谷将洋
流通アグリビジネス課長 甲斐久美子
農業技術課長 山本剛士
農産園芸課長 福永哲
畜産課長 安武秀貴
担い手支援課長 林田慎一
農村計画課長 野入正憲
首席審議員
兼農地整備課長 大森直樹
むらづくり課長 岩田長起
技術管理課長 宮川和幸
森林整備課長 野間圭
林業振興課長 藤田隆利
森林保全課長 山下聖二
水産振興課長 山下博和
漁港漁場整備課長 植田光和
土木部
部長 茂田武志
総括審議員

兼河川港湾局長 西田 将人
政策審議監 椎場 泰三
道路都市局長 奥山 和弘
建築住宅局長 折田 義浩
監理課長 安田 昌史
用地対策課長 安倍 千佳子
首席審議員
兼土木技術管理課長 弓削 真也
道路整備課長 大和 勇紀
道路保全課長 谷水 秀行
首席審議員
兼都市計画課長 高橋 慶彦
下水環境課長 堤 哲也
河川課長 工藤 康隆
港湾課長 田村 伸司
砂防課長 橋口 英介
建築課長 佐澤 育毅
營繕課長 今福 裕一
住宅課長 上野 美恵子

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野中 真治
会計課長 小夏 香

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 小原 雅之
局長 井藤 和哉
監査監 石井 利幸
監査監 天野 誠史
監査監 二宮 守

事務局職員出席者

議事課課長補佐 岡部 康夫
議事課主幹 太田 弘巳
議事課主幹 真田 美也子

午前9時58分開議

○高木健次委員長 ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に農林水産部の審査を行い、

午後から土木部及び下水道事業会計の審査を行ふこととしております。

これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、中島農林水産部長。

○中島農林水産部長 令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、農林水産部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

「新規就農者ハウス継承緊急支援事業費補助金、農業次世代人材投資事業等補助金について、資材高騰などで苦しい経営状況にある生産者や新しく農業を始めようとする若い人にもっと積極的に活用してもらうよう、市町村と連携しさらにその周知に努めること。」との御指摘をいただきました。

まず、新規就農者ハウス継承緊急支援事業費補助金についてですが、当事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した認定新規就農者への貸出し用ハウス等の支援事業でございますが、別に同様の事業ができたり、国による支援事業が創設されたりしたことから、令和6年度で終了しております。

なお、現在は、国の令和6年度経済対策において創設されました新規就農者確保緊急円滑化対策事業、この中の小事業ですが、世代交代・初期投資促進事業において、認定新規就農者の機械や施設の修繕や移設、整備の支援が可能となつたことから、必要な県負担分

の予算を措置しているところでございます。

また、市町村を対象に、説明会や県内11地域でのキャラバンを実施し、事業の周知と活用推進に努めているところでございます。

次に、農業次世代人材投資事業等補助金について、当事業は、農業を志す者に対して、就農準備や経営開始を支援するための資金を交付する国の補助制度です。

近年は、他産業との人材獲得の競合や農業資材価格の高騰などにより新規就農者が減少し、その活用も少なくなっています。

そこで、県では、令和7年度から新しい熊本農業のリーダーズ共創事業を創設し、就農啓発から相談、研修、就農、定着、継承までの切れ目のない支援体制を整え、農業次世代人材投資事業等補助金の活用推進に取り組んでいるところです。

また、市町村や認定研修機関、県立農業大学校とも連携を深めながら、今後とも事業の周知と活用推進に努めてまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和6年度の決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入については、一般会計と2つの特別会計を合わせまして、収入済額は541億3,800万円余で、不納欠損はございません。

なお、収入未済額は2億3,200万円余で、補助金返還金や行政代執行費用等でございます。

次に、歳出については、支出済額は806億4,500万円余、翌年度繰越額は473億1,900万円余で、地元住民や関係機関との施工計画の協議などに不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものでございます。

また、不用額は72億4,600万円余で、事業の計画変更や事業量の減少、執行残などによるものでございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、本年度の定期監査における農林水産部の指摘事項につきましてはございませんでした。

それでは、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、歳出について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

3段目の農業総務費のほぼ真ん中の列でございます。不用額849万円余を計上しておりますが、人件費の執行残及び経費節減に伴う執行減でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

明許繰越事業の合計は、最下段のとおり、2億6,600万円余でございます。

主な理由といたしましては、農業公園施設改修事業で、大会議室の特注空調設備機器の工場制作に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。事業は、既に完了しているところでございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○岩野団体支援課長 団体支援課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額は

ございません。

7ページをお願いします。

5段目の農業改良資金貸付金回収金及び8ページ、2段目の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金と併せて、後ほど附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について説明します。

9ページをお願いします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額6,581万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

10ページをお願いします。

2段目の農業共済団体指導費ですが、これは、農業共済組合の検査、指導に係る経費でございます。

不用額1,156万円余につきましては、収入保険の保険料助成対象の加入申込みが見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

11ページをお願いします。

最下段の水産業協同組合指導費ですが、これは、水産業関係の団体検査指導や各種制度資金に係る経費でございます。

不用額1,942万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

13ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

15ページをお願いします。

歳出についてですが、2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組に対する無利子の貸付資金でございます。

不用額1億113万円につきましては、資金

需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

16ページをお願いします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

17ページをお願いします。

歳出についてですが、沿岸漁業改善資金助成金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

不用額8,097万円余につきましては、資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

収入保険加入緊急支援事業については、令和6年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したものです。

続きまして、121ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について説明いたします。

まず、上段の表、一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金と次の貸付金延滞違約金に、右から4列目の収入未済額は、それぞれ1,554万円余、887万円余があり、借入者の経営不振等による収入未済となっております。このうち、本年9月末までに32万円を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計については、林業・木材産業改善資金の違約金2,161万円余が収入未済となっております。このうち、本年9月末までに13万円を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計について、元金452万円、延滞違約金178万円余が収入未済となっております。このうち、本年9月末までに54万円を回収しております。

122ページをお願いします。

収入未済額の過去3か年の推移になります。

一般会計の農業改良資金貸付金回収金と貸付金延滞違約金の合計額は、前年度から132万円余減少しております。

林業改善資金特別会計の違約金は、前年度から27万円余減少しております。

沿岸漁業改善資金特別会計の元金と違約金の合計額は、前年度から105万円減少しております。

団体支援課の収入未済額は、全体で264万円余の減となります。

123ページをお願いします。

収入未済額の状況です。

3つの会計の延滞の総件数は12件で、いずれも分納により納付いただいております。

124ページをお願いします。

未収金対策についてですが、全ての貸付金において、分納計画どおりに確実に納付されるよう、管理台帳による償還状況の点検、把握のほか、面談や電話等による催告は、債務者に加え、連帯保証人に対しても実施しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、期限内償還の呼びかけや延滞発生後の速やかな督促のほか、漁協、森林組合等を通じて経営状況等を把握しながら催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、引き続き関係機関と連携を図り、確実な償還に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。

○杉谷食のみやこ推進局付政策調整監 食のみやこ推進局付でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

当局付は歳出のみでございます。

2段目の農業総務費の真ん中の列、不用額

292万円余は、主に「食のみやこ熊本県」創

造推進ビジョンの策定に向けた有識者会議開催に要する経費の節減に伴う執行残でございます。

食のみやこ推進局付は以上でございます。

○甲斐流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、予算額に対し4,953万円余の減となっておりますが、これは、主に熊本県農産物輸送効率加速化緊急支援事業の事業量の減に伴うものでございます。

4段目の方針創生推進交付金につきましては、予算額に対し5,238万円余の減となっておりますが、これは、主に地域未来モデル事業の翌年度への繰越しに伴うものでございます。

20ページをお願いいたします。

最下段、雑入に収入未済額として5,333万円余を計上しておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

2段目の農業総務費につきましては、農産物の販売促進や六次産業化、ブランド化等を支援する事業でございます。

不用額7,274万円余は、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及費につきましては、農業参入を行う企業を支援する事業で、不用額987万円余は、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

次に、翌年度への繰越し事業につきまして、

附属資料で御説明いたします。

附属資料の3ページをお願いいたします。

令和7年度への明許繰越しの額は、9,760万円余でございます。

繰越しの理由といたしましては、施工業者の人材確保難等に伴い年度内の完了が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

続きまして、収入未済額につきまして御説明をいたします。

125ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況でございますが、雑入で5,333万7,000円の収入未済が生じております。

これは、地域未来投資促進事業補助金におきまして、令和2年度に支援を行いました水産加工施設整備に関する補助金返還事案でございます。

備考欄に記載のとおり、補助金返還を命じましたが、全額返済に至っていないというものでございます。

126ページをお願いいたします。

4の令和6年度の未収金対策を御覧ください。

まず、これまでの経緯について御説明いたします。

下の参考、これまでの経緯に記載をしておりますけれども、本案件は、事業者が補助金交付決定時の用途と異なる支出など、補助条件に反しましたことから、令和3年3月に、7,835万5,000円の交付決定を取り消しまして、全額の返還を求めたものでございます。

交付決定取消し後、返還金の一部2,500万円は回収をいたしましたが、残額分の5,335万5,000円につきまして、事業者が再三の督促にも応じず、返還計画も履行されなかつたことから、令和3年8月に知事専決処分、その後9月議会で御承認をいただきまして、法人に対する民事訴訟を提起いたしました。

この結果、令和4年3月に県側の全面勝訴

の判決が確定しましたため、任意調査に基づく債権差押手続を開始し、令和4年5月と令和5年3月の2回で約1万8,000円の預金を差し押させております。

また、令和5年度には、12月議会で御承認をいただきまして、令和6年2月に、法人代表者個人に対する民事訴訟を提起しまして、同年5月、県の訴えを全面的に認める判決が確定しております。

県では、さらに、本件につきましては、虚偽の書類作成が行われ、使途不明金も確認されるなど、極めて悪質な事案であると考えまして、法人代表者に対しまして、令和5年3月に詐欺罪で刑事告訴をしております。

法人代表者は、令和6年7月に逮捕、8月に起訴されまして、3回の公判を経て、今年6月に懲役3年6か月の実刑判決が下されております。7月に被告人が控訴を申し立てましたので、控訴審の第1回公判がちょうど先週行わたったところでございます。

上に戻っていただきまして、令和6年度の未収金対策でございますが、法人代表者個人に対する民事訴訟において、令和6年5月に県の訴えを全面的に認める判決が確定したことから、法人代表者個人への債権差押手続を予定しておりましたところ、同時期に進行しておりました刑事訴訟の公判の中で、被告人であります法人代表者が不動産売却によります弁済の意向を示しましたことから、県側の弁護士等も助言いただきまして、状況を注視していたところでございます。

しかしながら、これまで不動産売却の状況について進展が見られず、弁済も全くされていないということから、現在、法人代表者個人に対します債権差押手続を進めているところでございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○山本農業技術課長 農業技術課でございま

す。

説明資料の23ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものにつきまして説明をいたします。

下から1段目のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金は、備考欄の同交付金の事業量の減及び翌年度への繰越しに伴う減でございます。

24ページをお願いいたします。

4段目の国産農産物体制強化対策事業費補助は、備考欄の農業支援サービス事業緊急拡大支援事業の事業量の減及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費の繰越しに伴うものでございます。

6段目の消費・安全対策推進交付金は、備考欄の同交付金の事業量の減によるものでございます。

下のページの5段目の農畜産物売扱収入は、2,100万円余の増額となっており、これは農研センターにおける農畜産物の収量増によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

最下段の農業改良普及費の不用額につきましては、主に協同農業普及事業や農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業の計画変更及び事業量の減に伴うものでございます。

28ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策費の不用額につきましては、主に熊本型みどりの食料システム戦略推進事業、令和5年経済対策でございますが、この計画変更、事業量の減少に伴うものでございます。

次に、下のページ、1段目の植物防疫費の不用額につきましては、主に病害虫発生予察事業の未実施による執行残によるものでございます。

2段目の農業研究センター費の不用額は、主に農業研究センター管理運営に係る改修工事の計画変更や入札に伴う減によるもの及び人件費の執行残によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

1段目の農業研究センター費の不用額は、畜産部門の人件費の執行残及び経費削減に伴うものでございます。

続きまして、別冊の附属資料4ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明をいたします。

1段目及び2段目の事業は、国の経済対策に対応しまして2月補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

3段目の農業研究センター施設改修事業については、工法等について、関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

繰越事業については、年内完了に向けて、適切な事業執行に努めてまいります。

農業技術課については以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の31ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものにつきまして御説明をいたします。

2段目からの国庫支出金、国庫補助金について、まず、3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、備考欄のとおり、同交付金の繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

下から3段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助は、備考欄の産地パワーアップ事業費補助金等の繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

下から2段目の国産農産物体制強化対策事業費補助は、備考欄の麦・大豆等水田農業生産体制強化補助金等の繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

最下段、農業・食品産業強化対策整備交付金は、備考欄の強い農業づくり総合支援交付金の繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

32ページをお願いします。

1段目、経営所得安定対策推進事業費補助は、畑地化促進事業費等の事業量の減及び繰越しに伴う減でございます。

諸収入につきましては、最下段の産地パワーアップ事業補助金は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、繰越しに伴う減及び事業量の減によるものでございます。

次に、下のページ、歳出についてでございます。

翌年度繰越額は59億3,800万円余、不用額については16億9,200万円余で、最下段から35ページに記載の農作物対策費が中心でございます。

繰越額につきましては、後ほど御説明をいたします。

33ページ、最下段の農作物対策費の不用額につきましては、多くは備考欄の理由のとおり、計画変更、事業量減少に伴う執行残で、35ページに記載の産地パワーアップ事業、国の経済対策に対応して補正予算で措置し、全額を令和6年度に繰り越したものでございます。

続きまして、別冊の附属資料5ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明をいたします。

明許繰越しが、7ページまで、21事業ございます。

5ページ、1段目の脱炭素型施設園芸緊急対策事業から最下段までの8つの事業につき

ましては、国の経済対策に対応しまして、補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

6ページ、1段目の持続的露地野菜产地育成事業及び下から2段目と最下段の強い農業づくり支援事業は、資機材や建設関係技能者の不足により、不測の日数を要したものでございます。

同じページ、2段目の生産資材価格高騰緊急対策事業から5段目までの4つの事業につきましては、国の経済対策に対応しまして、補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

7ページ、1段目の産地パワーアップ事業は、実施設計書の作成に関する工事調整に不測の日数を要したものでございます。

2段目から最下段までの5つの事業は、国の経済対策に対応いたしまして、補正予算で措置したものを次年度に繰り越しているものでございます。

繰越事業につきましては、適切な事業執行に努めてまいります。

農産園芸課は以上でございます。

○安武畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の36ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

予算現額と収入済額との差が大きい主なものについて御説明いたします。

下から3段目の家畜伝染病検査手数料が6,600万円余の減、その下段の家畜伝染病注射手数料が5,000万円余の増となっております。

これにつきましては、令和6年度当初予算要求作業に当たっていた令和5年9月に佐賀県内で九州で初めてとなる豚熱が発生したことを受け、同月末から開始しました豚熱ワクチン接種に係る手数料収入の受入れ科目について、下段の注射料手数料を選択すべきこと

ろを誤って検査手数料として歳入予算計上したことによる増減でございます。

37ページをお願いします。

4段目、家畜伝染病予防事業費負担金が3億9,200万円余の減となっております。

これにつきましては、高病原性鳥インフルエンザ等の大規模な伝染病の発生がなかったため、費用の2分の1の国庫負担金の収入が少なかつたことによる減でございます。

次に、下から5段目の家畜市場再編整備費補助が12億900万円余、下から2段目の畜産競争力強化整備事業費補助が6億6,400万円余、最下段の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助が1億2,600万円余、38ページの最上段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が4億4,300万円余の減となっております。これにつきましては、いずれも事業の繰越しによる減でございます。

39ページをお願いします。

下から2段目の各種団体精算返納金が9,900万円余の増となっております。

これは、肉豚価格下落時のセーフティーネットである肉豚経営安定交付金、いわゆる豚マルキンについて、令和3年から令和5年の3か年の事業対象年間が終了し、県が負担した積立金の返還があったことによる増でございます。

40ページをお願いします。

次に、歳出についてですが、下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業をはじめとした畜産業の振興に資する費用でございます。

不用額1億500万円余を計上をしておりますが、主に畜産クラスター事業等の事業量の減少に伴う執行残でございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

42ページをお願いします。

家畜保健衛生費において、不用額9億5,000万円余を計上しておりますが、主な理由といたしましては、歳入のところでも御説

明いたしましたが、大規模な家畜伝染病の発生がなかったことによる家畜伝染病まん延防止対策事業の事業量の減少に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について説明いたします。

附属資料8ページをお願いします。

明許繰越しにつきましては、1段目の家畜市場再編整備支援事業費から9ページの最下段の肉骨粉利用促進事業費まで、合計19か所について、令和7年度へ予算を繰り越しております。

このうち、8ページ、最下段の畜産営農継続調査検討事業費につきましては、菊池地域における畜産営農継続構想策定に向け、建設事業費の積算等を行うことにしておりましたが、契約相手方との協議に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。これにつきましては、年内完了する予定でございます。

その他の事業につきましては、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内完了が見込めなかつたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、事故繰越については該当ありません。

畜産課は以上でございます。

○林田 担い手支援課長 担い手支援課でございます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

不納欠損はありませんが、収入未済がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

44ページをお願いします。

1段目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰に対応する交付金ですが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化したものであり、翌年度へ繰り越したことには

よる減です。

45ページの1段目、農業・食品産業強化対策整備交付金は、国の経済対策に対応したもので、担い手への農業機械や施設の導入を支援するものですが、繰り越して実施した事業量の減と翌年度に繰り越したことによる減でございます。

下から2段目、農業経営力向上支援事業費補助金は、集落営農組織での機械導入や法人化を目指す取組に対する事業ですが、事業要望が少なかったことによる減でございます。

47ページをお願いいたします。

下から2段目、農業次世代人材投資事業等補助は、農業を志す者に対する研修時や就農開始時の資金を交付する事業ですが、交付対象者が減少したことによる減でございます。

最下段の雑入は、農業教育環境整備事業補助金等でございますが、主な減額の理由は、農業大学校における教育環境の整備において、事業量の減及び翌年度への繰越しによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

3段目の農業総務費は、農地集積や農業経営の継承、担い手支援などに要する経費ですが、主に地域営農組織を支援する事業とくまもと農業経営相談所の運営経費の計画変更や事業量の減少に伴う執行残です。

4段目の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費ですが、部長からの概要説明にありました就農前後に資金を交付する農業次世代人材投資事業や新規就農者への中古ハウス整備を支援する新規就農者ハウス継承緊急支援事業などの事業量の減によるものでございます。

49ページの1段目、農業構造改善事業費は、担い手に対する農業機械や施設等の導入を支援する経費ですが、主に担い手確保・経営強化支援事業が全国的に多くの事業申請が

行われたため、本県への配分が要望よりも少なかったことに伴う減でございます。

2段目の農業指導施設費は、農業大学校関連の経費ですが、施設運営に係る光熱費等の減少や導入予定備品の計画変更等による執行残でございます。

続きまして、附属資料の10ページをお願いいたします。

繰越し事業について御説明いたします。

1段目の新規就農者確保緊急円滑化対策事業及び3段目の担い手確保・経営強化支援事業費は、新規就農者や担い手に対し、機械、施設の整備を支援する事業で、また、6段目の実践力強化研修高度化事業は、農業大学校の施設整備を行う事業ですが、これら3本の事業は、いずれも国の経済対策に伴い予算化した事業で、年度内の事業完了が見込めず繰越しを行ったものです。

また、5段目の農業大学校施設保全事業は、畜産施設の浄化槽改修工事において、設計の見直しが必要となったため、繰越しを行ったものです。

繰越しの合計は、最下段のとおり、8か所でございますが、年内には全て完了する予定でございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況を御覧ください。

諸収入、雑入の各種団体清算返納金につきまして、右から4列目の収入未済額1,160万6,000円は、就農前の研修時に資金を交付する農業次世代人材投資事業の返還に係るものでございます。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、交付対象者が返還規定に該当したため、速やかな資金の回収に向け返還を命じましたが、一括返還する資力がないことによるものでございます。

3の収入未済額の状況で、滞納者5名は分納による返済を希望しており、そのうち2名は分割納付中、他の3名につきましては協議を進めているところでございます。

次に、4の令和6年度の未収金対策について御説明いたします。

全ての滞納者に対して、返還に関する協議を実施し、電話での連絡や自宅訪問による催促を実施した後、滞納者の預貯金の調査等を行った上で、分納額を決定して返還を求めております。5名のうち、令和6年度に返還となった1名については、協議の結果、令和7年度に返済する見込みとなっております。

また、再発防止に向け、弁護士への相談の下、連帯保証人への返済義務を付加するための交付実施要領を改正しております。

これらの取組を確実に実施し、今後とも未収金が解消されるよう努めてまいります。

扱い手支援課は以上でございます。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の50ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額とともにございません。

51ページをお願いします。

上から3段目の農村地域防災減災事業費補助につきましては、予算額に対し6億200万円余の減となっております。

下から3段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助につきましては、予算額に対し1億3,000万円余の減となっております。

これは、いずれも翌年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

53ページをお願いします。

上から2段目の農業総務費の不用額1,800万円余は、主に農業委員会等振興助成費の事業量の減少などに伴う執行残です。

次に、翌年度への繰越し事業につきまして

は、附属資料で御説明いたします。

当課の繰越し事業につきましては、附属資料の11ページから15ページに記載しております。

15ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、28か所で8億5,700万円余でございます。

主な理由としましては、関係機関や地元との協議、調整に不測の日数を要したもの、国の経済対策に伴い補正予算で措置したもので、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、既に請負業者との契約を締結しております、いずれも年度内には全て完了する予定でございます。

農村計画課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の55ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

下から2段目の国営土地改良事業費負担金に収入未済額がございますけれども、これは後ほど附属資料で御説明いたします。

2段目の分担金につきましては、予算額に対し3億9,000万円余の減となっております。

これは、土地改良事業に関わるものでございまして、主に国庫補助金の内示減と予算計上後に分担金、負担金の額の変更が生じたものでございます。

6段目の負担金につきましては、予算額に対し3億円余の増となっております。

これは、土地改良事業及び災害復旧事業に係るもので、主に予算計上後に分担金、負担金間の額の変更が生じたものでございます。

56ページをお願いいたします。

下から2段目の農地費国庫補助金につきま

しては、予算額に対し71億8,800万円余の減となっております。

これは、土地改良事業に対する国庫補助金でございますけれども、主に国庫内示減及び繰越しに伴うものでございます。

58ページをお願いいたします。

2段目の農業生産基盤整備推進交付金について、予算現額に対し収入済額が5,300万円余の増となっております。

これは、国庫補助金の内訳の科目を誤って受け入れたものでございまして、本来、4段目、農業生産基盤整備事業費補助として受け入れるべきものになります。事務的な不備によるものでございますので、今後このような誤りがないように再発防止に努めてまいります。

下から2段目の災害復旧費国庫補助金につきましては、予算額に対し24億4,100万円余の減となっております。

これは、災害復旧事業に対する国庫補助金でございますが、主に国庫内示減及び繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。

61ページ、3段目の土地改良費の不用額5億1,200万円余は、国からの内示減や計画変更などにより事業量が減少したことに伴うものでございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、62ページをお願いいたします。

62ページ、2段目の農地防災事業費の不用額1億1,000万円余は、これは国からの内示減が主なものとなっております。

次に、63ページ、3段目の農地災害復旧費の不用額3億4,400万円余、これにつきましても国からの内示減が主なものとなっております。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の16ページから50ページが当課関係になっております。

まず、44ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、222か所で128億2,000万円余でございます。

主な理由といたしましては、地元や関係機関との協議、調整に不測の日数を要したもの、工事の工法検討に不測の日数を要したもの、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算でございまして、年度内の事業完了が見込めず、不測の日数を要したものなどでございますが、いずれもやむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

地元関係者と調整が必要なことから、進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事完了を目指しているところでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

50ページ、事故繰越しの合計は、最下段のとおり、46か所で28億190万円余でございます。

主な理由といたしましては、地元関係機関との協議、調整に不測の日数を要したもの、現場条件の変化に伴い工法検討に不測の日数を要したものなどでございます。いずれも、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございまして、年度内には全て完了する予定でございます。

次に、収入未済額について御説明いたします。

128ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況でございますけれども、1段目の国営土地改良事業費負担金で1,096万2,000円の収入未済額が生じております。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化ですか離農など、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものでございます。

2段目の収入未済額の過去3か年の推移を

御覧いただきますと、令和5年度は分納が滞っておりましたが、3段目の収入未済額の状況の備考欄に記載のとおり、令和6年度は、9月に滞納処分を行いまして、133万3,000円を差し押さえております。

最下段、4番の令和6年度の未収金対策につきましては、土地改良区に対し、未納解消対策の年度計画の策定、定期的な収入状況及び見込みの提出など協議を行っているところでございます。

最後、用地取得の未登記の関係でございます。

132ページをお願いいたします。

工事施工に伴う取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。

表の中ほど、(G)の欄に記載がありますように、令和6年度末の登記残筆は58筆でございます。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を確認しながら、原因への対応などを検討して、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上でございます。

○岩田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の64ページをお願いいたします。

収入につきましては、不納欠損額、収入未済額とともにございません。

5段目の農山漁村地域活性化推進交付金につきましては、予算額に対し2,700万円余の減となっております。

これは、主に中山間地域総合支援対策事業の翌年度への繰越しに伴うもの及び事業量の減少に伴うものでございます。

6段目の農山漁村地域活性化整備交付金につきましては、予算額に対し2,800万円余の減となっております。

これは、主に鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の翌年度への繰越しに伴う減

及び国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

66ページをお願いします。

4段目の農作物対策費の不用額1,500万円余は、主に鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業の入札に伴う執行残でございます。

翌年度繰越しにつきましては、附属資料で説明いたします。

附属資料の51ページをお願いいたします。

当課の繰越し事業につきまして記載しております。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、5か所で3,600万円余でございます。

主な理由といたしましては、事業実施の調整に不測の日数を要したことや、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかつたものなど、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

事故繰越しはございません。

むらづくり課は以上でございます。

○宮川技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料の68ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

3段目の地籍調査費補助につきましては、予算額に対し3億200万円余の減となっております。

これは、地籍調査費の翌年度への繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

69ページをお願いします。

3段目の農地総務費の不用額100万円余は、主に人件費の執行残に伴うものでございます。

次に、繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

当課の繰越事業につきましては、附属資料の52ページから53ページに記載しております。

53ページをお願いします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、4億5,400万円余でございます。

主な理由としましては、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であり、年度内の完了が見込めなかつたものや国の基準改定に伴い年度内の事業完了が見込めなかつたものなど、いずれもやむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

技術管理課は以上でございます。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の70ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から2段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し25億8,300万円余の減となっております。

これは、主に71ページ、3段目の造林事業費補助や5段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助における翌年度への繰越しによるものです。

72ページをお願いします。

1段目の財産収入につきましては、予算額に対し3,300万円余の増となっております。

これは、主に下から2段目の県有林売払収入の増に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

75ページをお願いします。

2段目の林業総務費の不用額6,900万円余は、主に事業費の減少に伴う執行残です。

次に、翌年度への繰越事業につきまして附属資料で御説明いたします。

当課の繰越事業につきましては、附属資料の54ページから57ページに記載しております。

56ページをお願いします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、29か所で34億5,900万円余でございます。

主な理由といたしましては、林業関係労務者の不足により不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

57ページをお願いいたします。

事故繰越しの合計は、最下段のとおり、2か所で1億3,100万円余でございます。

主な理由といたしましては、木材の搬出路である林道の復旧工事の遅れや人員不足で不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、1段目の右側の欄の進捗で93%となっておりますが、現場のほうは完了しております。検査等の事務手続を踏まえて、今月中には全て完了する予定でございます。

森林整備課は以上でございます。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の79ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額の差額45億3,174万円余につきましては、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

主な内訳としましては、80ページをお願いします。

上から3段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助、下から2段目の過年林道災害復旧費補助などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

83ページをお願いいたします。

3段目の林業振興指導費の不用額7,629万

円余となっておりますが、主に林業の扱い手研修における事業量の減少によるものでございます。

また、85ページの林道災害復旧費で不用額が4億6,341万円余となっておりますが、主に他所管の災害復旧事業との事業実施の調整による事業量の減少によるものでございます。

続きまして、翌年度への繰越しにつきまして、附属資料で御説明をさせていただきます。

当課の繰越事業につきましては、附属資料の58ページから80ページに記載しております。

74ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下欄のとおり、95か所で35億3,420万円余でございます。

主な理由といたしましては、資機材の調達及び建設関係技術者等の労務不足、他事業との調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

80ページをお願いします。

事故繰りの合計は、最下段のとおり、41か所で12億5,428万円余でございます。

主な理由といたしましては、他所管の災害復旧事業との事業実施の調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内には全て完了する予定でございます。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の86ページをお願いします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

最上段、国庫支出金は、予算額に対し52億6,000万円余の減となっております。

これは、4段目の農山漁村地域整備交付

金、6段目の治山事業費補助など、山地災害復旧事業等の一部を次年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

89ページをお願いします。

1段目の治山費の不用額6億円余につきましては、緊急治山事業費など、主に事業計画を見直したことに伴う執行残でございます。

90ページをお願いします。

治山施設災害復旧費の不用額5億6,000万円余につきましては、主に他事業との調整の結果、後年度の実施に変更したことに伴う執行残でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

当課の繰越事業は、81ページから記載しております。

100ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、123か所、67億8,000万円余でございます。

主な理由は、工法検討や地権者との協議などに日数を要したもののがほか、国の経済対策に伴う2月補正予算分は年度内に完了できないものであり、やむを得ず繰り越したものでございます。

108ページをお願いします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、43か所、22億8,000万円余でございます。

主な理由は、工法変更や建設関係技能者の不足に伴い、工事完成に必要な日数を確保するために、やむを得ず繰り越したものでございます。いずれも年度内には全て完了する予定でございます。

森林保全課は以上です。

○山下水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の91ページをお願いします。

歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて御説明いたします。

92ページをお願いします。

3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、右から4列目の記載のとおり、予算額に対し1億3,000万円余の収入額の減となっております。

これは、主に水産業物価高騰緊急対策事業など、翌年度への繰越しに伴うものでございます。

下から4段目の水産関係地方公共団体交付金につきましては、右から4列目の記載のとおり、予算額に対し1億6,000万円余の収入の減になっております。

これは、主に赤潮対策緊急支援事業の翌年度への繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

95ページをお願いします。

2段目の水産業振興費の真ん中の列、不用額1億6,000万円余は、主に赤潮被害緊急対策支援事業の事業量の減少に伴うものでございます。

98ページをお願いします。

水産研究センター費の真ん中の列、不用額3,000万円余は、主に試験研究事業の人件費の執行残に伴うものでございます。

次に、翌年度繰越しについて、附属資料で御説明いたします。

附属資料109ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、6か所で4億6,000万円余でございます。

主な繰越しの理由につきましては、赤潮でつい死した養殖魚の代替魚の年度内確保が困難であったり、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかつたものでございます。いずれの事業も年度内の完了が見込めないため、やむを得ず繰り越したものですが、次年度内に完了する予定です。

131ページをお願いします。

県有財産処分について御説明いたします。

漁業取締船「ひご」の売却ですが、令和5年11月に退役した取締船を令和7年1月に売却処分したものでございます。

水産振興課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の99ページをお願いいたします。

歳入についてですが、不納欠損額はございません。

上から3段目の公害防止事業費事業者負担金と101ページの下から2段目、雑入に収入未済額がございます。こちらは、後ほど附属資料で御説明いたします。

予算現額と収入済額との比較で差額が大きいものは、100ページの3段目の国庫補助金ですが、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

100ページ最下段、受入れ節の誤りは、広域漁港整備事業費補助として受け入れるべき9,219万円余を、101ページの1段目、地域水産物供給基盤整備事業費補助として、国庫補助金の内訳科目を誤って受け入れたものです。

交付決定があった国庫補助金を受け入れるための収入調定書作成時において生じた誤りであり、今後このような誤りを繰り返さないよう、再発防止に努めているところでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

102ページをお願いいたします。

最下段が漁港建設管理費ですが、不用額が1,697万円余となっております。

これは、漁港整備に要する費用で、不用額が生じた主な理由は、待ち受け事業の未実施

等によるものでございます。

103ページの漁港災害復旧費では、不用額が2,300万円となっております。

これは、漁港施設での災害がなかったため、災害復旧に係る待ち受け予算が不要となったものです。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

附属資料の110ページから119ページまでが明許繰越しでございます。

119ページをお願いいたします。

最下段のとおり、61か所、18億円余でございます。

明許繰越しの主な理由としましては、地元との協議に不測の日数を要したもの、事業者との協議に不測の日数を要したもの、国の経済対策に伴い2月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかつたもので、いずれもやむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。これらの事業は、年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、120ページが事故繰越しでございます。

最下段のとおり、4か所、7億2,000万円余でございます。

事故繰越しの主な理由としましては、設計、製作に不測の日数を要したものです。これらの事業につきましては、既に完了しております。

129ページをお願いいたします。

収入未済額について御説明いたします。

1の歳入決算の状況ですが、1段目の公害防止事業費事業者負担金で7,682万円余、2段目の雑入で2,733万円余の収入未済が生じております。

公害防止事業費事業者負担金は、水俣市の丸島漁港において、昭和62年度に水銀を含んだ汚泥の除去を行いましたが、その費用が未納となっているものでございます。

また、雑入は、牛深漁港において、平成30年度に放置船処分の行政代執行を行いましたが、この費用が未納となっているものでございます。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、債務者に十分な資産がないためによるものでございます。

130ページをお願いいたします。

4の令和6年度の未収金対策につきましては、まず、公害防止事業費事業者負担金については、老齢厚生年金を差押え中であり、新たな資産の保有がないか、資産の調査を継続実施しており、引き続き債権回収に取り組んでまいります。

次に、放置船処分行政代執行費用については、預貯金調査を実施しましたが、費用対効果が小さい少額の預金口座しか確認できず、差押えを見送ったところです。

引き続き、資産調査を継続し、債権回収に取り組んでまいります。

漁港漁場整備課は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○前川收委員 農林水産部全体の歳入歳出決算総括表、1ページですね。

農林水産政策課だと思いますけれども、その内容を見ると、歳入において不納欠損額はございません。ただ、収入未済の内容を見ていくと、不納欠損予備軍と言っていいような内容のものがたくさんありますので、後ほどそのことについて少し触れさせてもらいたいと思います。

それからもう一つ、歳出のほうの不用額、これが72億4,600万円ということで、かなり

大きな不用額が出ております。

ほかの部にも聞くんですけれども、不用額の内容もそれぞれありますし、待ち受けで予算を準備しとかざるを得ないものと、ちゃんと予定をしてたけれども、執行残になってしまったというもの、もしくは、やりたくてもやれなかつたもの、様々あろうかと思いますが、この不用額の分を少しでも減らしていくことができれば、当初予算から予算の余裕が少し出ると私は思ってまして、これはほかの部にも言っているんですけども、やりたくてもやれなかつた、予算がなくてやれなかつた事業が、この不用額の部分を各課の努力によって減らしていくことによって、新しい事業の枠をつくることができるんじゃないかなという思いがございますので、その点について少しだけお話をさせていただきたいと思います。

たくさんあるからちょっと分かりにくいんですけども、その他で、それ以外の部分で、農業技術課、25ページ、最初から行きますね。

農研センターの生産物売払い収入が2割ぐらい増えているということですが、この理由について教えてください。1億の予定が1億2,700万円に上がったと。2,100万円增收しているという部分について教えていただければと思います。いい話です、これは。

それから、さっきの不用の中で、66ページのむらづくり課の農産物の鳥獣被害防止対策ということで1,500万円の不用が出ておりますが、一般的に、私は中山間地域にありますから、もう御存じのとおりでありますけれども、鳥獣被害対策用のネットですね、防護柵、これの需要はたくさんあります。予算が欲しい、予算が欲しいという話をいつも聞いております。

ただ、蓋を開けると不用が出てるという話でありますて、予算がないわけじゃなくて、不用が出てたわけですから、なぜ使わ

れなかつたのかという部分について、それぞれの中山間地域を掲げる鹿とかイノシシがたくさんいるところは、本当にたくさん必要だということですけれども、不用になってます。多分、市町村との調整がうまくいってないのかなという思いもありますけれども、その内容について教えてください。

あと、122ページ、団体支援課。

ここが、多分予備軍といった収入未済がございまして、それに貸付金がありまして、その貸付金を121ページと122ページのほうに書いてあります。収入未済に対する調べでありますけれども、これは、農業も林業も水産もそれに収入未済が出ているわけでありますけれども、これは、到底、計画どおりにいったって欠損処理をしなきやならなくなってしまうんじゃないかなという気がいたしておりますが、122ページですね。

例えば、一番上の農業改良資金貸付金回収金ということですけれども、令和4年、令和5年、令和6年、もうほとんど回収がなされてない。少しずつはありますけれども、予算の総額から見ると、相当分これはありますから、件数がどのくらいあって、1件当たりがどのくらいなのかがよく見てないので、分かりにくいでありますけれども、ここは最後のところに書いてあるんですね、4件。4件でこの額ということであれば、これは、1年間で回収できている額から見れば届かないんじゃないかなと思ってますが、不納欠損に回さないようにどう努力をなさるのかをまたお話をしてください。教えてください。

それと、かなり悪質なものもあって、そもそも今裁判までやっているという話もございましたけれども、そういうやつについてもしつかり不納欠損に回さないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。はい、大丈夫です、後は。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、一番最初に委員のほうからお話をございました不納欠損の予備である収入未済額でございます。

2億400万円余ございますけれども、この部分、新たな、実際に、この収入ができない事業については、担い手支援課のほうの事業で、次世代の人材投資のほうの補助金の返還金の分が出てくると思います。

実際に、収入未済額については、ここ数年、少しづつ増えているというような現状ではございます。当然、その最初にしっかりと審査をした上で、この方については責任を持ってみんなで支えていくというような方向で、こういったお金を給付はするんですけれども、その後のフォローも含めまして、しっかりとやっていければというふうに考えているところでございます。

また、不用額のほうのお話をございました。

不用額につきましては、御指摘のとおり、事業についてはハード事業中心でございます。特に、経済対策を中心に、国のほうの経済対策の予算を、繰越しもしくは事故繰りというような方法も使いまして、精いっぱい活用していくというような方向で取り組んでおりますけれども、R6年度につきましては、約70億程度の一般会計上では不用額が生じているという状況でございます。こういったものをしっかりと減らしていくという必要性、認識をしております。

ちなみに、R2年度もしくは3年度というのは、やっぱり災害が多うございまして、非常に、予算に対する不用額の割合は10%ほどに上っていた状況でございますけれども、その後、できる限りそういった予算が出ないようについて、今回、R6年度につきましては、5%台まで何とか縮めております。

これは、R2年、要は令和2年7月豪雨前の水準まで何とか戻してきたというところでございます。

とはいっても、できる限り不用額を減らせるよう、当然、引き続き着実な事業の着工を、執行をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の25ページの農研センターの農畜産物売扱い収入について増額している理由ということでございました。

こちらにつきましては、農研センターのほうにおきましては、試験研究の中で生じた農産物、そういったものを売り払ったりしているという状況でございます。

青果物でいきますと、かんきつですとかトマト、イチゴ、こういったもの、まとまった量が収穫できる場合については、市場出荷ということで競り売りにかけたり、あるいは、不定期で、少量の場合については研究所内で販売することもございます。また、牛、豚は、すぐには売れないというのもございますので、こういったところについては、畜連ですとかあるいは畜産流通センターと売却処分契約、委託契約をあらかじめ締結しておいて、出てきた農畜産物を売却するというシステムになっているところでございます。

今回、かなりの額が収入済額ということで上がっておりますけれども、例えば、牛につきましては6,000万円余、そして、生乳、牛乳ですね、これについては1,800万円余、豚については600万円余、それ以外が、かんきつ、トマト、イチゴの農産物ということでございます。

こうしたものについては、計画的に生産するというよりも、そのとき出てきたものを売るという形になりますけれども、特に畜産関

係の価格が上昇をしていたということで、トータルで、収量も増えたこともありますけれども、価格も増加したということで、今回、収入調定額、収入済額が増加しているという状況でございます。

引き続き、農研センターの適切な研究、それに伴っての販売というのも適切に実施してまいりたいというふうに考えております。

農業技術課につきましては以上でございます。

○岩田むらづくり課長　むらづくり課でございます。

先ほど御質問がありました66ページの農作物対策費の不用額についてですけれども、不用額全体1,500万円余という説明いたしましたけれども、そのうち鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業につきましてが約6割程度の850万円余となっております。

実際の内訳としましては、鳥獣等の侵入防止柵の設置費用に関わります。これにつきましては、年度当初に割り当て、各市町村や協議会等へ配分いたしました国の交付金でございますけれども、そちらのほうも、当然、各市町村等で入札をいたしまして、入札の残額が生じます。その残額を一回県のほうで取りまとめいたしまして、再配分という形で追加の配分をいたしております。

その中で、特に鳥獣の被害防止に努めたいという市町村等から、昨年度、4つの地域のほうから要望がございまして、12月ぐらいに追加の配分をいたしたところでございます。よって、県の2月補正の計上に間に合わずに入札の差額が生じてしまったということで、そこで不用が生じたということになっております。

今年度も、国からの配分が若干少なかつたということで、早めに入札のほうを各市町村やっていただいて、その差額を一旦また県で

集めまして、再配分を今現在進めているところでございます。なるべくそういった不用額が生じないような手続をやっていきたいと思っております。

むらづくり課は以上です。

○岩野団体支援課長　団体支援課でございます。

附属資料121ページ、122ページの未収金についての質問でございます。

こちらにつきましては、例えば、農業改良資金貸付金回収金ですと4件ございまして、金額としても、1,000万を超えてる方から100万以下の方まで複数のケースが入っているところでございます。令和6年度の回収額が63万3,000円ですので、確かに、このまま続けるとということの御心配かと思われます。

まず、分納計画どおりの納付を督促してまいりたいと思っておりますし、また、状況に応じて、新たな償還誓約書の作成、連帯保証人への督促も行っておりますし、保証人会議の開催によって、その新たな増額ですね、増額して返還や一括納付の協議等も毎年1回は面談して行っているところでございます。

特に、時効の管理には十分留意していくつもりでございまして、時効が完成しないように、要するに不納欠損に回らないように、しっかりとその納付が滞らないようにまずはしていきながら、チャンスを見て増額ですね、少しでも早く前倒して、増額して返還いただくよう催告を行っていきたいというふうに考えております。

団体支援課は以上です。

○前川收委員　まず、不納欠損の話ですけれども、今おっしゃったように、気になるのは、やっぱり時効が来てしまって、結局は、不納欠損になってしまって欠損処理をして、もう請求できなくなるということが——基本

的には、税金でありますから、その税金を使って貸し付けた金が入ってこなくなるというようなことは、やっぱり極力避けなければならない。ゼロにすることは、なかなか難しいかもしませんが、それをやっぱりどうやって避けていくかということ、これは貸付けするなという意味じゃなくて、貸付けする際に、やっぱりきっちり御理解いただいて、不測の事態が生じて仕方ないということもあるかもしませんが、やっぱりそれは税金という前提から考えれば、不納欠損処理せずに済むように、しっかり努力を重ねてください。

今年度の決算には、不納欠損はまだこの部には出ておりませんので、少しは安心しておりますが、そのうち、さっき言ったような予備軍が回っていく可能性が高いなという想いがありますので、ぜひそこはよろしくお願ひします。

それから、農研センターは、農研センターで作る作物ですから、どこより高く、どこよりいいものができるはずだというふうに思っておりますので、毎年、予定よりも高く売つていただけるように頑張ってください。ありがとうございます。

それから、鳥獣被害の防護柵、66ページ、むらづくり課。

予算をもうちょっと頑張って増やしてほしいというのが基本的な私の思いであります。私のところにも直接お見えになって、あそこに防護柵をつけてほしいということで、それは補助金があるんでしょうと言うから、はい、補助金あるから申請してくださいという話をして、大分待ってらっしゃいますね。

これは、翌年繰り越したから1,500万余つたみたいなふうになっているとおっしゃったけれども、不用が出るぐらいだったら、そのとき使えよと、その場で使えないのと言いたくなります、正直。

ニーズがあると、需要があるという前提が

あります。だから、その需要を把握するのは、基本的には市町村ですから、市町村とうまく連携できてないのかなという思いをちょっと持ったということではありますので、ぜひ全体的な需要の把握をしていただいて、今ある全体的な需要の把握を市町村に対して調べていただいて、それに対して——鳥獣被害は、1年待てば本当にもう耕作意欲をなくすぐらいの被害が出てしまうところもたくさんございます。やっぱりすぐ応えてあげられるように努力をするのは我々の務めだと思ってまして、市町村の中じゃ何か所もストックがあつて、1年ごとに待ってくださいって待たせとるうちには、もう耕作しないと、耕作放棄になるというところもたくさんあるんじゃないかなと心配しておりますので、そこはもう一回きっちと市町村の需要の把握をしながら、国に対して、足りないのであれば、またしっかり我々も要望していきたいと思ってます。

鳥獣被害は、別にもう熊本だけじゃなくて、ほかの部分も含めて今非常に取り沙汰されておりますし、これは防ぐ側の被害ですけれども、あとは駆除する側もやっていかなければならぬと思いますが、とてもそれは地域の皆さん方のニーズに応えられているとは思えない今の現状だと思いますので、そこはぜひ頑張っていただきたいと思いますが、市町村等のどの程度ストックがあるのかについて、県でもしっかり把握してもらいたいと。ストックというのは、毎年変わっていくと思って、だんだん増えしていくんですけども、今現在でもどのくらいお待ちになつてらっしゃるのかということが分かってないと、予算をやっぱり取ろうと思ったときに、そのモチベーションにならないので、そこをぜひ把握してください。

私からは以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありません

か。

○高島和男委員 今の前川委員の最後の鳥獣被害に対して補足して質問をさせてください。

66ページ、むらづくり課でございます。

この事業で年間6億5,000万円ということでお支がされておりますが、私も、この前の質問で取り上げましたけれども、現場は、本当今のお話のように、イノシシ、鹿の被害が増加傾向にあるというのは、もう改めて言うまでもないわけでございますが、市町村が作成する計画に基づいてやっていくわけでございますが、実際、その6億5,000万円の事業で、この被害額というのが減少したのかどうなのか、そこら辺の数値的なものを把握していらっしゃるのか、そこいらをぜひ教えてください。

○岩田むらづくり課長 鳥獣による被害額についてということですけれども、実際、毎年調査を行って、公表も行っているところでございます。

これまで、平成22年度にピークとなります8億4,500万というのがピークでございまして、それを契機に、いろいろな対策を実施してきております。それ以降、大体5億円前後という形で推移しておりますけれども、なかなかちょっと高止まりしているという印象は我々も認識しているところです。

これまで、被害防止対策としましては、地域みんなでやる「えづけストップ！」対策ですね。環境整備、それと侵入防止柵と捕獲、最終的にはジビエの利活用というふうに一体となって進めてきているところですけれども、なかなか効果的な対策といいますか、これをやつたら必ず減るというのがなかなかございませんので、まずは地域みんなで被害防止対策に取り組んでいこうということで、各地域のほうにモデル地区等も設定して被害

防止対策に努めているところでございます。むらづくり課は以上となります。

○高島和男委員 減少傾向から依然としてやっぱりまだ高止まりにあるというような御説明だったと思うんですけれども、新たな改善策というのがなかなか見いだしておれないと。明許繰越しの中でも3つの町が柵を造ることに関して繰り越したというような御説明もあったかと思うんですけれども、本当は国全体としても新たな防止策というのを考えなくちゃいけない時期だと思います。

ぜひ、今後も、費用対効果というものを、今まで明らかにしているということでございますけれども、捕獲数はもちろんでございますけれども、被害額の減少にぜひまた注力をしていただきたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 48ページ、担い手支援課さんになるかと思います。

御説明の中でもありました。部長のお話の中でも新規就農者が減少してというお話がありました。

ここにも、不用額を生じた理由に、計画変更、事業量の減少とありますけれども、もう少しそこら辺を御説明いただきたいでしょか。

○林田担い手支援課長 担い手支援課でございます。

農業次世代人材投資事業の不用額が生じた理由ということでございます。

新規就農者数につきまして、今の状況をちょっと申し上げますと、大体10年ぐらい前は500名程度新規就農者がいましたけれども、ここ数年ぐらいは400名の前半ぐらい、それから、直近につきましては400名をちょっと

割り込んだというようなことで、新規就農者数がだんだんだんだんちょっと減少しているような状況にございます。

その原因として、私たちとしましては、他産業による人材獲得の競合ですとか、あとは農業資材価格が高止まりしているというようなことで、新規就農者、例えば、親元就農者が来ても、そこの自分の家の経営を拡大することが難しくて収入を増やすことができないというようなことで、新規就農者がちょっと減少しているのではないかというようなことを分析しているところです。この新規就農者が減少するのに相まって、この農業次世代人材投資事業、これの活用も少なくなってきたというふうに考えております。

農業次世代人材投資事業につきましては、就農する前の研修の2年間に年間150万円を交付するというものと、あと就農した後に3年間、経営開始資金ということで、経営を開始する経営基盤の弱いときに150万の資金を交付するというような事業でございますけれども、この事業につきましては、新規就農者獲得のためには非常に有効な事業というふうに考えておりますので、部長のほうの概要説明にもありましたとおり、キャラバンを行ったりとか、市町村と連携して、この事業の活用推進をしっかりと図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

部長のお話でもリーダーズ共創事業を創設しとありました。例えば、農業をやりたいという人が、例えばワンストップの最初の相談窓口みたいな、そんなイメージを持ってもいいんですかね。

○林田担い手支援課長 委員おっしゃられるとおりで、ワンストップの窓口というのも、実際、今県庁の中の農業会議の中にございま

す。そこで、いろんなところからの相談対応にも応じて、その後、研修をしたい、どこで研修をしたい、何を研修したいということで、その研修場所の紹介であったりとか市町村の紹介、そういうものも行っているところでございます。それも、委員おっしゃられたとおり、リーダーズ共創事業の中で今実施しているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

新規就農とはちょっと違うんですが、私も、若手の就農者の相談で、例えば圃場の整備だと排水路の整備なんか相談よくあるんですよね。そして、行政側に相談に行くと、いわゆるまとまって整備をやったほうが、もちろん効果的なのでいいですよとなるんですけれども、ほかの就農をしている人たちが、もう続けねばいとか、もう売れるもんなら売却したいみたいな話があって、なかなか進まない。だから、本当に農業をやろうという、現在やっている人で、新しくやろうとする人はもうなおさらなんですけれども、魅力をとにかく発信できるような、そういう仕組みをさらにつくっていただければなと思います。

説明にもあったように、項目も様々な名称があって、これは素人はもうとても分かりませんよね。そして、何といいますか。負担金にしろ、補助金にしろ、様々項目もあって、これは申告の部類も違ってくると思いますし、とにかくやってみたいという人に何か取つかかりつかめるような、そういう仕組みをぜひひとつつけていただきたいなど、さらにつくっていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで農林水産部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩します。

午前11時37分休憩

午後0時58分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより土木部及び下水道事業会計の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、菰田土木部長。

○菰田土木部長 令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討をする事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、共通事項として1点の御指摘がございました。

お配りしておりますお手元の令和6年11月定例会決算特別委員長報告の11ページに記載されておりますので、併せて御覧ください。

各部局共通事項の2点目、「車検切れの公用車の使用は、大変な事態である。今回は土木部の事例であるが、このことは県庁全体でも起こりうるので、県庁全体で再発防止となるような管理方法を考えること。」という御指摘でございます。

その後の措置状況としましては、出納局及び総務部から令和6年12月19日付で本庁各課及び出先機関に対して、全庁的な再発防止策の一環として、車検の有効期限を確認するための情報の共有及び車検完了の確認を行うよう通知がありました。土木部各課では、これに基づき適正管理に努めております。

また、端緒となった都市計画課をはじめ土木部においては、これに加えて、再発防止策として、個人のインターネットスケジュールに車検の有効期限満了日等を入力し、車検情報を見える化することにより組織的な車両管理を図るとともに、予約簿、運転日誌等に車検の有効期限を目立つように表示することで、公用車の運転者や同乗者が常に車検時期を把握できる体制を構築しました。

今後、二度とこのような事態が発生しないよう、継続して適正な公用車管理の徹底に努めてまいります。

それでは、土木部の令和6年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和6年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計を合わせまして、収入済額が615億1,000万円余、不納欠損額は150万2,000円でございます。

不納欠損額の主なものは、土木部発注の請負契約において、請負業者の破産に伴う契約解除により発生した前払い金余剰額の利息について、破産手続終結により債権が消滅し、回収不能となったものです。

また、収入未済額は2億8,600万円余となっており、こちらの主なものは、海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差368億5,500万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

継ぎまして、歳出でございます。

一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,358億8,000万円余、翌年度繰越額は867億9,000万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、工事の施工等に伴い発生した関係者との協議、調整に時間を要したことなどにより工期が不足したものであり、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は29億4,000万円余となっており、その主な理由は、事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

以上、令和6年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○安田監理課長 監理課でございます。

土木部の定期監査における指摘事項は、土木技術管理課について御指摘がございました。後ほど担当課長から御説明申し上げます。

それでは、決算の概要について御説明いたします。

説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

少し飛びまして、4ページ、お願いいたします。

4ページ1段目、諸収入についてでございますが、中央部分縦軸、不納欠損額というのがございますが、こちら、111万3,000円となっております。後ほど附属資料のほうで御説明いたします。

その他、収入未済額はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目、土木総務費について、1,632万2,000円の不用額が生じております。

これは、主に職員給のうち、共済費の基礎年金に係る公的負担率が6ポイントほど低下して改定されましたが、これ最終補正予算編成後の改定であったことから執行残となったものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします

す。

2段目、建設業指導監督費について、665万円の不用額が生じております。

主なものは、建設産業扱い手確保・育成事業におきまして、働き方改革などへの取組を予定しております団体さんへの補助金を準備しておりましたが、その実績が少し見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料の209ページをお願いいたします。

こちら、不納欠損に関する調べでございます。調定年度は、書いてございますが、令和4年度不納欠損額が111万3,000円となっておるところでございます。

これは、令和3年度に工事請負契約を締結いたしました天草市の建設会社が、翌4年度に破産申立てを行いまして、令和6年度に破産いたしました。この契約では、県が前払い金を支払っておったところでございますが、契約を解除した時点での出来高が前払い金額に達していなかったことから、差額の支払い余剰金については、保証会社より県のほうへ返還を受けておるところでございます。

この支払い余剰金返還の日までの利息、約130万円が収入未済となっておったところでございますが、昨年10月に、破産に伴う債権者への配当といたしまして、約20万円ほど入金がございました。その後、同年12月、破産手続終結決定となりまして債権が消滅したことから、表に記載のとおり、111万3,000円が不納欠損処分となったものでございます。

監理課からは以上でございます。

○安倍用地対策課長 用地対策課でございます。

用地対策課は、一般会計及び用地先行取得事業特別会計について御説明させていただきます。

説明資料の7ページをお願いします。

一般会計の歳入について、不納欠損額、収

入未済額はございません。

下段の諸収入のうち、行政代執行費については、予算に対し収入済額に450万8,000円の増額が生じておりますが、これは、令和5年10月から12月にかけて実施した行政代執行について、その費用を令和6年度に移転義務者から徴収したためございます。

次に、8ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

土木総務費で363万3,000円の不用額が生じておりますが、主に収用手続に係る事務費等の執行残でございます。

続きまして、9ページお願いします。

用地先行取得事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、10ページのほうをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳出でございます。

最下段の利子について、32万8,000円の不用額が生じておりますが、中九州横断道路に係る用地先行取得事業の起債償還利子の執行残でございます。

次に、附属資料の1ページをお願いいたします。

翌年度への明許繰越しについては、用地先行取得事業特別会計の1か所で6,269万1,000円となっています。

繰越しの理由といたしましては、中九州横断道路の用地買収の交渉に伴い発生する相続問題により用地の取得が遅れたため、やむを得ず翌年度へ繰り越したものでございます。現在までの進捗状況は約9割となっております。

最後に、一番最後のページ、213ページお願いします。

取得用地の未登記につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。

用地対策課の説明は以上です。

○弓削土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

まず、定期監査において指摘事項がございましたので、御説明いたします。

別添の監査結果指摘事項をお願いします。

指摘事項は、職員の交通事故についてです。

内容は、職員を加害者とする私用中の交通事故で、司法処分が課された事例でございます。

事故の概要は、信号のないT字路において一旦停止後、右折しようと進行した際に、片側1車線の優先道路を右側から左側に直進してきた車両と接触し、直進車両は、接触の弹みで対向車に衝突して横転したものです。横転した車両の運転手は、頸椎捻挫等で全治3週間のけがを負い、職員及び職員車両の同乗者にけがはありませんでした。

この事故を受け、再発防止策としまして、所属での交通安全研修の実施や、毎月の班長会議、個別面談等で注意喚起を行ってきたところです。

また、今年度も、交通安全のビデオ視聴を実施いたしました。引き続き、注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

続きまして、決算について御説明します。

説明資料の11ページをお願いします。

収入について、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明します。

説明資料の12ページをお願いします。

土木総務費におきまして、203万6,000円の不用額が生じておりますが、これは、主に職員給与の執行残によるものです。

土木技術管理課は以上です。

○大和道路整備課長 道路整備課でございます。

決算について御説明させていただきます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

諸収入の収入未済につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料17ページをお願いいたします。

1段目の道路新設改良費の不用額は、9,373万2,000円でございます。

これは、地域道路改築費の事業費確定による執行残などでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明させていただきます。

道路整備課につきましては、附属資料の2ページから45ページまで記載しております。

43ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、319か所で200億1,882万2,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、関係機関との協議、調整や用地取得に係る補償交渉に不測の日数を要したことなどによりまして、やむなく次年度に繰り越したものでございます。

次、45ページをお願いいたします。

道路整備課の事故繰越しは、最下段のとおり、10か所で20億8,332万1,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、用地取得の手続や工事計画の変更などに不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

繰越事業につきましては、現在順調に進んでおりまして、年度内に全てが完了する予定でございます。

最後に、収入未済額について御説明させていただきます。

199ページをお願いいたします。

こちらは、令和5年度に工事請負契約を締

結した建設企業が倒産し、契約を解除いたしました。契約解除時の出来高が前払い金額に達していないかったため、支払い余剰金につきましては、保証会社から返還を受けております。

この支払い余剰金返還日までの利息が収入未済となっているものでございます。

裁判所に対しまして、破産債権届出書を提出しておりましたが、県への配当がなく、破産法に基づく破産手続が令和7年度に終結いたしました。現在は、債権消滅に伴います不納欠損処分を行うための手続を進めているところでございます。

道路整備課の説明は以上です。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

最下段の諸収入の収入未済につきましては、後ほど附属資料で説明いたします。

歳入につきましては以上です。

次に、歳出について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

3段目の道路維持費の不用額2,916万7,000円の理由は、単県道路維持修繕費の事業費確定に伴う執行残1,450万円及び単県道路災害防除費の事業費確定に伴う執行残1,466万6,000円でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の46ページから99ページまで記載しておりますが、99ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、397か所、79億1,194万5,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、地元、工事施工者、警察署、電気通信事業者等との協議、調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

続きまして、収入未済額につきまして御説明させていただきます。

附属資料の200ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の1段目の雑入で122万9,000円の収入未済が生じております。

この理由は、一括納付が困難なため分割納付中のためです。

最下段の4の令和6年度の未収金対策を御覧ください。

雑入ですが、グレーチング窃盗による原因者負担金で、弁済計画書に基づく分割納付中で、令和9年度には完済見込みでございます。

続きまして、附属資料の211ページをお願いいたします。

県有財産の処分状況につきましては、一覧表のとおりでございます。

道路保全課の説明は以上です。

○高橋都市計画課長 都市計画課でございます。

歳入について御説明申し上げます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

2段目の都市公園使用料の収入未済につきましては、後ほど附属資料にて御説明させていただきます。

なお、不納欠損額はございません。

歳入については以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

1段目の土地区画整理費の不用額1,233万9,000円は、主に土地区画整理事業の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

都市計画課につきましては、附属資料の100ページから111ページに記載しておりますが、109ページを御覧ください。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、37か所で80億9,055万4,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関及び補償物件の権利者との協議、調整等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、4か所で15億6,965万8,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、権利者との協議等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したもので、いずれも年度内に完了する予定でございます。

附属資料の201ページをお願いいたします。

1、歳入決算の状況の1段目、都市公園使用料で3万2,000円の収入未済が生じております。

これは、水俣広域公園におきまして占用許可、テントを張ったりキッチンカーを据えたりする費用及び行為許可、イベントの開催に伴う使用料が未納になっているものでございます。現在、債権者は破産手続へ移行しており、引き続き担当弁護士から情報収集を行い、配当原資がある場合は、裁判所へ債権額の申出を行う予定です。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○堤下水環境課長 下水環境課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の33ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

35ページをお願いいたします。

3段目の環境整備費の不用額1,720万7,000円は、浄化槽整備事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業について、附属資料で御説明いたします。

下水環境課につきましては、附属資料の112ページから113ページに記載をしております。

112ページをお願いいたします。

下水環境課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、5か所で2億809万7,000円となっています。

繰越しの主な理由といたしましては、資材の供給不足及び関係機関との協議に不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、113ページをお願いします。

事故繰越しの合計は、最下段のとおり、1か所で2,961万2,000円となっています。

繰越しの理由といたしましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、年度内に完了する予定でございます。

下水環境課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤河川課長 河川課でございます。

決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の39ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、

不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、4段目の使用料及び手数料につきましては、収入未済額が246万2,000円となっております。収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、43ページをお願いいたします。

1段目の諸収入につきましては、収入未済額が2億6,941万5,000円となっております。収入未済額につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

2段目の河川海岸総務費につきまして、3,106万6,000円の不用額が生じています。

これは、主に単県河川海岸情報基盤整備事業費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

次に、46ページをお願いいたします。

1段目の河川改良費につきまして、4,262万9,000円の不用額が生じています。

これは、主に単県河川改良費や単県河川等災害関連事業費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

2段目の海岸保全費につきまして、1,022万4,000円の不用額が生じています。

これは、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

47ページをお願いいたします。

最下段の河川等補助災害復旧費につきまして、13億3,023万6,000円の不用額が生じています。

これは、主に過年発生河川等補助災害復旧費や現年発生河川等補助災害復旧費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上が決算に関する説明となります。

続きまして、別冊の附属資料にて繰越事業の説明をさせていただきます。

別冊資料の114ページから150ページが河川課になりますが、その中で、145ページをお願いいたします。

145ページ、最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の明許繰越しの合計は、425か所、250億7,961万1,000円となっております。

主な理由としましては、関係機関との工法選択や計画策定等の協議、用地買収の遅れ及び工事増加に伴う労務者や建設資機材等の不足など、その調整や手配等に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきましては、146ページから150ページに掲載しております。

そのうち150ページをお願いいたします。

150ページ、最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の事故繰越の合計は、99か所、50億2,755万8,000円となっております。

主な理由としまして、労働需要の増加により施工業者の人員確保が困難となったことや、半導体等の資機材調達の不足により工事の施工期間に不測の日数が生じたため、次年度へ事故繰越したものです。

なお、いずれも今年度中に完了する予定です。

続きまして、収入未済額について御説明させていただきます。

203ページをお願いいたします。

203ページ、1段目の河川敷占用料で5万9,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で2億6,941万5,000円の収入未済が生じております。

これらの理由につきましては、次ページの204ページの上段にあります3、収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で12件の収入未済がございます。

理由といたしましては、分割納付中が2

件、法的措置が1件、非協力的が6件、債務の否認が2件、その他が1件となっております。

次に、2段目の土石採取料で1件の収入未済がございます。

理由としましては、その他が1件で、その内容は、当初経営不振から未収金となった後、倒産し、法人の実態がなくなっていることによるものです。

雑入は、3段目の海砂利超過採取に係る過料で4件、4段目の海砂利超過採取に係る不当利得で5件の収入未済がございます。過料と不当利得の両方を滞納している債務者も含め、合わせて債務者は5者となります。

理由としましては、全てその他となっており、当初は、会社の経営不振から未収金となったものですが、そのうち4者については、代表者の死亡や倒産などで既に法人の実態がなくなっております。残る1者につきましては、転業の上事業を継続しており、経営は厳しい状況ですが、毎月の分納を継続しております。

以上が未収金の状況です。

次に、これら未収金への対策の状況について御説明いたします。

占用料等の河川敷占用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて、電話連絡や直接訪問による交渉などに取り組んでまいります。

また、占用料等のうち、土石採取料及び雑入の過料等の未収金につきましては、平成22年度と24年度に判明した民間業者による海砂利の違法採取に起因するものです。資料に数字の記載はございませんが、雑入の過料及び不当利得の全体額は、3億2,400万円余でした。これに対し、令和6年度末までに2,173万円余が回収された状況です。

なお、令和6年度には、当委員会におき

まして、時効期限が到来した過料につきまして、3,374万円余の不納欠損処分の御説明をさせていただいております。財産調査の結果では、分納を継続している1者を除き、いずれの債務者も、全額の納付が可能な状況になく、徴収が難しい状況です。収入が見込まれます債務者につきましては、今後も引き続き、債務者への訪問や経営状況の確認、財産調査を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

一方で、法人の実態がなくなり、財産も確認できないなど徴収が困難と考えられる債務者につきましては、不納欠損処分等も視野に取組を進めてまいります。

河川課は以上です。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明します。

説明資料の49ページをお願いします。

まず、決算における一般会計の歳入についてです。

不納欠損額、収入未済額はございません。

53ページをお願いします。

次に、歳出について御説明します。

2段目の港湾管理費で1,122万7,000円の不用額が生じています。

これは、国際クルーズ拠点活性化事業等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

54ページをお願いします。

1段目の港湾建設費で1,253万6,000円の不用額が生じています。

これは、災害関連流木等処理などの事業費確定に伴う執行残によるものです。

55ページ1段目の空港管理費で4,161万6,000円の不用額が生じています。

これは、天草空港滑走路端安全区域整備事業等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

56ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明します。

まず、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

1段目の使用料及び手数料において、58万円の収入未済額がございます。

59ページをお願いします。

次に、歳出について御説明します。

最下段の施設管理費において、5,046万9,000円の不用額が生じています。

これは、施設管理諸費等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

60ページをお願いします。

1段目の港湾整備費において、3,760万円の不用額が生じています。

これは、物流拠点機能向上事業等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

61ページ、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

まず、収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

63ページをお願いします。

次に、歳出について御説明します。

最下段の熊本港臨海用地造成事業費で35万2,000円の不用額が生じています。

これは、熊本港臨海用地分譲推進事業費の確定に伴う執行残によるものです。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について御説明します。

まず、繰越しについてでございます。

附属資料の151ページから162ページまでが港湾課に関わる繰越事業でございます。

159ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰越しは、55か所、24億4,771万3,000円で、理由としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度

に繰り越したものでございます。

161ページをお願いいたします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰越しは、8か所、7億7,423万3,000円で、理由としましては、施工方法の検討や設計の見直しに不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

162ページをお願いいたします。

最下段のとおり、臨海工業用地造成事業特別会計の明許繰越しは、3か所、5億5,323万6,000円で、理由としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

なお、いずれも本年度中に施工を完了する予定です。

205ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済について御説明します。

港湾整備事業特別会計で、1段目のとおり、使用料及び手数料のうち、地方港湾使用料で57万円の収入未済額があります。2段目の重要港湾使用料で1万円の収入未済額がございます。また、3段目の諸収入のうち、雑入で63万7,000円の収入未済額がございます。いずれの理由も、債務者の業績不振によるものです。

206ページをお願いします。

未収金対策につきましては、債務者に対し、分納誓約書による分割納付指導等を継続中です。今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策を行ってまいります。

最後に、212ページをお願いいたします。

県有財産の処分状況を御説明します。

八代港内港地区で港湾用地1件、熊本港新港地区で臨海用地3件の合計4件を売却し、収入金額は19億6,600万円でございます。

港湾課の説明は以上です。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

まず、歳入につきましては、説明資料の64ページから66ページまで記載しております。

不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、歳出について御説明いたします。

67ページをお願いします。

3段目の砂防費につきまして、不用額が9億6,522万3,000円生じております。

これは、砂防激甚災害対策特別緊急事業費等の事業費の確定により執行残が生じたものでございます。

次に、繰越しについて御説明いたします。

附属資料をお願いします。

附属資料の163ページから185ページにかけて明許繰越しを記載しております。

185ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、明許繰越しは、合計で161か所、92億2,693万円でございます。

主な理由としましては、工事搬入路に係る関係機関との協議等計画検討に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰越しを行ったものでございます。

次に、附属資料の186ページから192ページにかけ、事故繰越を記載しております。

192ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、事故繰越しは、合計で38か所、25億528万1,000円でございます。

主な理由としましては、運搬路の災害などにより現場への資材搬入が不能となったことや工事箇所が地域的に集中したことにより、労働者の手配、調達に不測の日数を要したため、次年度へ事故繰越を行ったものでございます。

いずれも今年度中に完了する予定です。

砂防課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○佐澤建築課長 建築課でございます。

まず、歳入について御説明します。

説明資料の69ページをお願いいたします。

歳入については、69ページから71ページに記載しております。

いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明します。

歳出については、72ページから73ページに記載しております。

73ページをお願いします。

1段目の建築指導費につきまして、不用額が1,393万7,000円生じております。

これは、主に建築基準の指導及び盛土規制法の普及啓発に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明します。

附属資料の193ページから195ページに記載しております。

195ページをお願いします。

最下段のとおり、建築課の令和7年度への繰越額の合計は、20か所、1億7,133万6,000円でございます。

主な理由としましては、市町村との協議、調整等、また、先行して実施した他事業との調整に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰越しを行ったものでございます。

なお、いずれの事業も年度内に完了する予定でございます。

建築課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○今福営繕課長 営繕課でございます。

営繕課の決算について御説明いたします。

説明資料の74ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、75ページをお願いいたします。

歳出です。

土木総務費の不用額2,849万5,000円については、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計工事管理委託料の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しについて、附属資料の196ページ及び197ページをお願いいたします。

営繕課の令和7年度への繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で12か所、合計5億2,109万8,000円です。

繰越しの理由としては、受変電設備やエレベーターなどの資材納期に不測の日数を要したこと、施工期間に関する施設側との調整に日数を要したことなどであり、やむを得ず次年度へ繰り越したものであります。

いずれも今年度内に完了予定でございます。

営繕課の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の76ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、調定額19億5,083万8,000円に対し、収入済額が19億3,810万円、不納欠損額が38万8,000円、収入未済額が1,234万9,000円となっております。

不納欠損及び収入未済の状況につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

77ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額との比較で2億1,587万7,000円の減となっております。

これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

4段目から78ページにかけて、財産収入、

繰越金、諸収入がありますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

80ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

住宅建設費の不用額4,236万5,000円でございますが、主な理由は、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業及び公営住宅ストック総合改善事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料で繰越事業及び収入未済の状況について御説明いたします。

附属資料の198ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段に記載のとおり、5億1,812万5,000円でございます。

繰越しの主な理由は、計画変更の検討、設計変更に不測の日数を要したこと、また、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

年度内に全ての事業完了を予定しております。

207ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況の1段目、県営住宅使用料で1,183万5,000円、2段目、県営住宅用地使用料で51万4,000円の収入未済が生じております。

これらの理由は、県営住宅の入居者の方の収入低下等による生活困窮が主な原因であり、収入未済額につきましては、分割による納付指導等により未済額の減少に取り組んでおります。

208ページをお願いいたします。

令和6年度の未収金対策を記載しております。県営住宅の入居者や退去者に対する、そ

れぞれの徴収の取組を徹底するとともに、生活困窮により滞納となっている入居者に対しましては、家賃の減額措置、住宅確保給付金など各種給付や支援制度を御案内するなどの配慮を行いながら、公平性及び歳入確保の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

210ページをお願いいたします。

不納欠損について御説明いたします。

県営住宅使用料に38万8,000円の不納欠損が生じております。

これは、消滅時効の完成によるものでございます。

住宅課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑ありませんか。

○前川收委員 まず、最初、1ページなんですけれども、各部に言っておりますけれども、不用額がかなり多いということで、待ち受けとか、あらかじめ予算を組んどいて余裕を持って執行して執行残が出たということが一番多かったと思いますけれども、執行残は、計画が甘いんじゃないのというふうに言われてしまう感じですから、なるだけ不用額を減らす努力をしてください。

それから、不納欠損については、結構大きな不納欠損と、以前から、なかなか焦げついて払ってくれないところがあるというお話をいただいておりますけれども、まずは収入未済をしっかりと減らしていくことによって、ぜひ不納欠損にしないという努力をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

その中でですけれども、まずは繰越しの件

で、これはもう全般的な話でちょっと恐縮なんですけれども、明許縦越しと事故縦越、2つありますが、一般的に、今、年度末の補正予算で事業費などが組まれる場合が多くて、例えば昨年でいえば、国の補正予算は12月に成立しましたけれども、12月の県議会には間に合いませんでしたね。

それで、県の補正是2月に行いました。つまり、2月補正で取った事業は、1か月後には明許縦越しになるわけであります。そうなって明許縦越しが増えるのは、これは当たり前だと思いますし、その上で、今度は、なかなか1年間でできなかつたという事故縦越に、次はなるわけでありますが、かなり事故縦越が増えるということは、私は当たり前だし、その覚悟を持って補正予算に取り組むということが県民のためになるというふうに思っています。

ですから、事故縦越を怖がる必要はなくて、正当な理由がきちっとあればしっかりと、もちろん年度内に明許縦越しだけで終わつて、その翌年度に終わるというのが一番望ましいんですけども、しかし、やっぱり不測の事態が様々あったときに事故縦りにならざるを得ないというのは分かります。分かりますけれども、ずっとさつきから縦越しの理由を各課聞いていたら、事業が補正予算であつたために間に合わなかつたという理由は、わざと言ってないのかどうなのか知りません。ほかの部にはあったみたいです。補正予算で予算が確定したから事故縦越になりましたと、もしくは明許縦越しになりましたという理由がありましたけれども、土木部にはほとんどそれがない、見落としたのかもしれません、あまり見えませんでしたので、それは何が理由なのか、補正が理由なのか、その他の普通の一般的な、要は、現場の都合とかそういうもので縦り越されたのかを教えてください。

それともう1つ、これはちょっと簡単な話

なんですけれども、別冊の211ページ、道路保全課、国道218号の廃道敷の売却ということで、値段は350万で大した値段じゃありませんが、これは、何か公衆用道路等の地目を、これを多分財産を10年間、用途指定があって10年——10年という意味もよく分からないんですけども、貸し付けているのか、売ったのかちょっと分かりませんが、有償譲渡なさったんだと思いますが、県内には、もう使ってない道路とか使ってない河川敷、もともとは河川だったんだけれども、隣に余剰の土地があって、ほとんど県は使っていないという土地が、把握されているかどうか分かりませんが、私の地元でもたくさんあります。それぞれ調べると、もうめちゃくちゃたくさんあると思います。

それは、あんまりいい形じゃなくて、まとまってもないんですね。ただ、やっぱり昔あった道路を道路改良するときに、曲がっていた道路を真っすぐ通せば、当然曲がっていた部分が要らなくなる。ただ、隣接だからやっぱり県有地として持っているという話があつて、ただ、それもほとんどもう用途がないと。使わないのにずっと持っているというところが私はあると、もう私が持っている管内だけでもあるわけですから、それについて一旦調べて、本当に将来利用する予定があれば、もしくは利用しそうだという思いがあれば別として、全然利用する向きはもうないよって、何十年も使っていませんというような土地については、これは道路保全課のほうになりますけれども、一旦調べて、そして利用したいという人がいれば売却したほうがどうだろうかと思っていますが、いかがでしょうか。

以上です。

○安田監理課長 監理課でございます。

先ほどの縦越しの件につきまして、私のほうから申し上げます。

各課長からの御説明は、一般的な設計変更でございますとか計画の変更等々のお話でございました。実際は、先ほど委員おっしゃられたとおり、2月補正、県のほうは2月補正予算での強靱化関係の予算を、ここ数年でいきますと、170～180億とかいうのを積んでいるというようなところから、適正な工期が取れないということからのその繰越し、それから事故繰越が増えているというのが実情でございます。

おっしゃるとおり、明許繰越しはそこまで変わっていないんですけれども、事故繰越の額が少し増えつつあるのが現状でございまして、これの一番大きな要因としましては、令和5年に、議員の先生方も一緒に要望いたしましたインフラ整備交付金でございますけれども、こちらは令和5年度に創設されまして、それからなかなかちょっと執行ができるといふいうような状況がございますが、その分がもう丸々乗つかつちやってるというようなところがございまして、令和5年度から令和7年度への事故繰越の額というのが、少し80億ぐらいから100億程度、20億ぐらいどんと乗っかっているというような状況でございます。

監理課からは以上です。

○菰田土木部長 御意見ありがとうございます。

今細かい中身の話については監理課長のほうから御説明ありましたけれども、確かに繰越事業につきましては、防災・減災、国土強靱化の予算、また、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金等々、そういう事業が占めている状況になります。

一方で、熊本地震や令和2年7月豪雨といった災害対応についても、だんだんそれは年々減っているところでございますけれども、そういうところでの差異として、結果的には金額がちょっと増加しているような状況下に

ございます。

繰越事業につきましては、土木部としても、できるだけ繰越しを減らすような努力をしていきたいとは思っておりますけれども、なかなか用地の関係とか事業進捗、あと、河川等の事業を実施する時期の問題とか、そういう様々な要因等考えられますけれども、しっかりと進捗管理を行って土木部全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

○谷水道路保全課長 道路保全課でございます。

211ページの県有財産処分の件でございますけれども、まずもって、この案件について御説明いたします。

当該地は、道路の歩道の外側にございます緑地帯として整備されたものでございまして、この緑地帯の隣接地権者から払下げの申出を受けて売却の手続を取ったというものでございます。

それと、先ほど10年ということについてもお尋ねあったかと思います。

これに関しましては、売買契約書において、その土地の売却後の用途を限定しているものでございます。

具体的には、土地の売買契約締結から10年間、買取り者に対しまして、暴力団の事務所またはそれに類するもの、あるいは風俗営業等に類する者に使用されることを知りながら第三者に転売したりといったことを禁じているものでございます。

また、こういった案件というのは、隣接地と一体となって利用するような場合、100平米未満であれば、もう単独随意契約で売買する、それを超えるものについては競争入札による払下げを行うということで運用してございまして、確かに今お話ししている案件でも緑地帯ということで、なかなか維持管理に苦慮するようなところもあって、それが要因じ

やないですけれども、売買契約が成立して隣接者にとっては有効活用していただくというようなことでございますので、こういった案件、県内でも御相談を含めて受けておりますので、我々の管理のそういった難しい面と、また、隣接者のそういった御意向と併せて勘案して話が成立するものであれば、そういう形で随意契約、あるいは一般競争入札に付して処分をしていきたいというふうに考えてございます。

○前川收委員 まず、繰越しの話なんですけれども、私は別に繰越しが悪いと言っているわけじゃありませんよ。そこは誤解しないでください。

昔、この決算特別委員会で、戦略的に事故繰りをやってくださいと言ったことがあります。つまり、事故繰越になってしまふことが困るから事業に手を出さない、補正予算の予算があつても、これは、多分、期間中、明許繰越しだけじゃ終わらないという予算規模であれば、もう手を引っ込めてしまうということじゃなくて、戦略的に事故繰越をやってもいいから、とにかくそれは地域で必要な事業であればやるべきだという感覚を持っております。

ただ、説明が、皆さん方の説明の中に、事故繰りになったり繰越明許になった理由が、それが包含されているといえばそのとおりですけれども、書いてないとやっぱり分からないので、これってその補正の話はあまり影響してないかなと、つい誤解をしてしまいましたので、やっぱりそこは堂々と、2月補正で取った予算ですから間に合いませんでした、間に合わないことがあるということはおっしゃってもいいですよ。それはもう間に合わなくても、じゃあ間に合わないからやらないほうがいいんですかという議論、これはまた別な議論で、それは間に合わなくてもやるべきはやっぱりやるべきだということ

だと思いますし、インフラ交付金も、やっぱりしっかりと準備を整えながら、交付金來ているわけですから、これを補正でしか組まないということになりますので、国のはうが。しかし、それはやっぱり取っていただきたいというふうに思います。

私は、繰越しが駄目だと言っているんじやなくて、繰り越してもいいから、しっかりと事業をやってくださいというふうに言っておりますので、そこは誤解なきようお願ひいたします。

それと、余剰と言っていいのかどうか分からぬですけれども、行政で使わなくなつた土地については、皆さんは待ち受けで、誰かお見えになれば、どうぞって話ですけれども、いろいろ隣接の方じゃなくても欲しいという人が私には来られたことがありました。なかなかやっぱりハードルが高いですね、隣接以外は。

まずは公共用地、まとまった土地であれば行政、例えば菊池市であれば菊池にまず売りたいと。菊池が要らないと言えば、さっきのような入札の手続になっていくので、なかなか民間の人が必要だと思ってても手に入らないという部分がありますので、そこはしっかりと検討して、なるべくやっぱり持ってても仕方ない土地をちゃんと利用していただけたほうがいいと思っていますので、そういう検討も進めてください。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 説明資料の68ページで、砂防課の砂防費についてお尋ねいたします。

資料によりますと、危険地区からの移転促進事業でございますけれども、この資料によりますと、執行残として5,959万円余ということでございまして、当初の見込みより利用

者が下回ったと記載をされております。ということは、勝手に想像しますと、本来であれば移転したほうがいいところに住んでいらっしゃる方が、なかなかやつぱり申請がないのか、理由といいますか、要因というか、交渉の中身に問題があるのか、そこら辺を教えていただけますか。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

危険箇所からの移転促進事業に関しましては、住宅がレッドゾーン、土石流の地滑り、急傾斜のレッドゾーンに係る家に関して、県内に移転していただく1戸に当たり300万円を支援する事業でございます。

で、なかなか引っ越しタイミング等々もありますし、レッドゾーンにかかるお宅もたくさんあります。今でも年間何件か、災害後は特に増えるんですけども、災害がなかつたりすると、なかなか引っ越ししてもらえないところがあります。

今年も、8月の災害があったところ、対象になるところありますので、各市町村へは案内させていただいておりますが、今のところまだ上がってきていない状況でございます。

以上です。

○高島和男委員 おっしゃるように、いろんなやつぱり事情があると思うんですね。危険を承知の上でも移転ができないというような事情もあるでしょうし、強制はできないわけでございます。

ただ、やっぱり執行残がこれだけあるということは、このデータを基に、また、しっかりと見込みというか、見立てを立てながら予算を要求していただければと思います。よろしくお願ひします。

○橋口砂防課長 砂防課でございます。

この事業のPRをもっとして、安全などころに移転していただくようにPRを進めてま

いります。よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 説明ありがとうございます。

説明資料の76ページ、住宅課さんにお尋ねです。

使用料の収入未済が、生活困窮等で1,183万5,000円、残がありますということで、附属資料の207ページ、御説明いただきましたけれども、現年度分というのも、やはりある程度の金額が発生しております。ここ3年分ですけれども、その特徴的なものが何かあるのかどうか、全体的には減っていますという傾向なのか、何かそこら辺をちょっと御説明いただけないでしょうか。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

収入未済についての御質問でございますが、今年度につきましては、過年度分、それから現年度分が同じぐらい、600万弱ぐらいの金額で収入未済という形になっております。

で、昨年度も、実は現年度分が非常に多いというような状況になっておりまして、昨年度分析した中では、やはり実質賃金が非常に低くなっているというところで低下していることが数値的にも出てきておりまして、それによって収入未済が増えているのかなというふうに分析したところでした。

同じように今年度も調べてみると、前年度よりは少しはよくなっているようではございますが、やはり非常に厳しい状況が続いているということで、やはり生活困窮によって支払いが滞っているというような状況が見えているところでございます。

ただ、実際に滞納されている世帯数ということでいきますと、昨年度よりも今年度のほ

うがちょっと減っているというような状況が見れますので、その辺りしっかりそれぞれの入居者の方の状況を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

最低賃金はまた上がりますので、そうなると、実質賃金は少しでも増えて未済が少なくなるといいですよね。そこはもうきちんと厳格にやっていただければと思います。

それともう1点、附属資料の207ページの下に収入未済の状況というのがあります。分割納付中というのがほとんどなんですけれども、収入未済の主な原因は生活困窮等があるんですが、その生活困窮等はもうゼロになっています。発生したときはそれで、基本的に皆さんも分割に同意していただいているという見方でいいんですか。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

委員御指摘のとおりでございまして、収入未済、要するに家賃の滞納が発生した場合は、それぞれの入居者の方々の個別の事情をお聞きしながら、できる限り滞納額をあまり増やさないように、分割納付ということでお話をしながら納付に努めさせていただいているところでございます。

引き続き、そのような取組を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

滞納者の状況は様々だと思いますけれども、ルールはルールですので、しっかりと丁寧かつ厳格に対応していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

——なければ、これで土木部の審査を終了します。

ここで説明員入替えのため、2時15分まで休憩します。

午後2時8分休憩

午後2時14分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより下水道事業会計の審査を行います。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明をお願いします。

菰田土木部長。

○菰田土木部長 下水道事業は、地方公営企業法を一部適用しており、地方公営企業会計として御審議をお願いしているところです。

まず、令和6年度の決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会における施策推進上改善または検討を要する事項等につきましては、御指摘がなかったことを御報告いたします。

それでは、下水道事業会計の令和6年度決算の概要について御説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

本県では、3つの流域下水道を経営しているところですが、令和6年3月に熊本流域下水道事業の設置等に関する条例を改正し、半導体関連産業の集積に向けて新たに整備する下水道を熊本セミコン特定公共下水道として決算に加えております。

次に、資料の4ページと5ページをお願いいたします。

地方公営企業会計には、経営状況を示す収益的収支と建設改良の状況を示す資本的収支がありますが、熊本セミコン特定公共下水道は、先ほど御説明したとおり、事業に着手したばかりであり、収益的収支の対象とはなっておりません。

令和6年度の経営状況は、4ページの表中段にありますとおり、収入合計32億1,900万円余に対し、表下段の支出合計が28億9,500万円余で、差引き3億2,400万円余の純利益となります。

これは、流域下水道の流入水量増に伴い、関係市町村からの下水道管理負担金収入が増加したこと等によるものです。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○小原監査委員 お手元の緑の冊子を御準備いただけますでしょうか。

1ページをお願いいたします。

中段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、下水道事業の経営成績及び財政状態をおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、土木部の説明と重複いたしますので、割愛させていただきまして、10ページをお願いいたします。

10ページが、決算審査意見についてでございます。

下水道事業の令和6年度決算は、3億2,400万円余の純利益を確保し、前年度繰越利益剰余金3億800万円余を加え、6億3,200万円余の黒字となっております。

熊本県流域下水道事業経営戦略では、収益的収支はおむね均衡する計画となっていますが、今後は、人口減による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加に加え、エネルギーや資材価格等の高騰が運営経費に大きく影響するなど、経営環境が厳しさを増しております。

また、一方で、半導体関連産業の集積に係

る排水対応についても確実に進めていく必要がございます。そのため、中長期的な視点も持ちながら、より計画的な施設の更新や経営基盤の強化などを図っていくことが求められます。

引き続き、関係市町村と連携を図り、施設の耐震化等に取り組むとともに、新たな企業立地等に対応する熊本セミコン公共下水道事業を着実に進め、持続可能で安定した運営に努めていただきたいと考えています。

以上が下水道事業会計の決算に対する審査意見でございます。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 次に、下水環境課長から決算資料の説明をお願いします。

○堤下水環境課長 まず、定期監査の結果につきまして、下水道事業会計の指摘事項はございませんでした。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取組状況等を説明いたします。

緑色の冊子、決算審査意見書の10ページをお願いします。

第2段落の経営環境の課題については、人口減少による料金収入の減少、更新費用の増加、エネルギー価格や原材料価格等の高騰などの影響を踏まえ、現在、長期計画である経営戦略の見直しを行っております。

最後の段落の事業実施に対する意見については、関係市町村と連携、協議を密に行い、事業を進めてまいります。

また、令和5年度から取り組んでいる熊本セミコン特定公共下水道については、令和7年3月の都市計画決定及び事業計画の認可を経て、現在、新たな下水処理場や管路の整備に取り組んでおります。

あわせて、企業立地などに伴う流入量増加に対応するための熊本北部流域下水道の施設

増強に着手するなど、流入水量拡大に伴う取組も着実に進めており、引き続き、将来にわたって持続可能で安定した事業運営に努めてまいります。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和7年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページをお願いします。

1、熊本県下水道事業の概要の(1)沿革について、現在、熊本県では、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道の管理運営と特定公共下水道として熊本セミコン特定公共下水道の整備を行っております。

熊本北部流域下水道は、平成元年3月に供用開始し、現在21万人余の汚水を処理しております。球磨川上流流域下水道は、平成11年4月に供用を開始し、2万5,000人余の汚水を、八代北部流域下水道は、平成14年1月に供用を開始し、2万8,000人余の汚水を処理しており、3流域合わせて、県人口の約16%の汚水を処理しております。

熊本セミコン特定公共下水道については、新たな下水処理場や管路の整備のための測量設計、用地取得に取り組んでおります。

なお、本県の下水道事業は、令和2年4月から地方公営企業法の財務関連規定を適用し、事業を実施しているところです。

2ページをお願いします。

(2)組織図を御覧ください。

当該事業は、知事部局の下水環境課が所管しております。また、管渠の整備、維持修繕などの業務については、関係出先機関が行っております。

3ページをお願いします。

2、流入水量の状況ですが、最下段の合計欄を御覧ください。

左から2列目の令和6年度の3流域合計の年間総流入水量は、3,198万立方メートル余で、前年度と比較し、110万立方メートル余

の増加となっております。

これは、主に熊本北部流域下水道の流入水量が増加したことによるものです。

4ページをお願いします。

次に、下水道事業会計の令和6年度決算の状況について説明いたします。

公営企業会計では、収入及び支出を、法令に基づき、損益取引に係る収益的収支と資本取引に係る資本的収支について区分しております。

まず、(1)の収益的収支についてですが、ここでは1年間の経営成績をお示ししております、流域下水道事業の維持管理などに係る収入、支出を記載しております。

流域下水道事業は、主に流域関連市町村からの負担金で運営を行っており、毎年度、必要な資金について関係市町村に負担をいただき、維持管理費を賄っております。

令和6年度の収入の合計は、合計欄に記載のとおり、32億1,900万円余となり、前年度と比較し、4,900万円余の増加となっております。

これは、先ほど説明いたしました熊本北部流域下水道の流入水量の増加に伴い、流域下水道管理負担金の収入が増加したことによるものです。

支出の合計については、合計欄に記載のとおり、28億9,500万円余となり、前年度と比較し、1億2,500万円余の減少となっております。

これは、指定管理者委託料のうち、処理場の機器の分解整備に要する費用が前年度に比べ少なかったことや、施設の耐用年数経過に伴い減価償却費が減少したことなどによるものです。

最下段の当年度純利益欄に記載のとおり、令和6年度は、収入から支出を差し引いた3億2,400万円余の純利益となっております。

5ページをお願いします。

(2) 剰余金の状況についてですが、令和5

年度末の繰越利益残高3億800万円余に令和6年度の純利益3億2,400万円余を加えた6億3,200万円余を繰越利益剰余金として翌年度へ引き継ぎます。

次に、(3)資本的収支についてですが、ここでは、1年間の設備投資や資金の調達、返済の状況をお示ししており、下水道の施設の建設や更新を行う建設改良事業に係る収入、支出を記載しております。

建設改良事業については、市町村からの負担金に加え、国からの交付金、補助金、企業債、他会計借入金などにより事業を実施しております。

令和6年度の資本的収入の合計は、合計(イ)の欄に記載のとおり、24億9,200万円余となり、前年度と比較し、14億5,800万円余の増となっております。

これは、建設改良に係る国庫補助金が増加したことなどによるものです。

資本的支出の合計については、合計(ロ)欄に記載のとおり、23億7,200万円余となり、前年度と比較し、12億7,100万円余の増加となっております。

これは、摘要欄に記載の工事などに係る建設改良費が増加したことによるものです。

なお、收支に1億2,000万円余の差が生じておりますが、これは、主に熊本セミコン特定公共下水道の下水処理場整備に関わる建設改良費を翌年度へ繰り越したことなどによるものです。

以上が令和6年度決算の概要です。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 ちょっと基本的なことを聞きたいんですけども、いわゆる流域下水道におかれましては、市町村からの負担金という形で主に収益を上げていらっしゃると思いますが、一般の単独の市町村における下水道で見れば、使用料というんですかね、各戸がお支払いいただく使用料が、この市町村からいいただく負担金の部分に当たるのかなと思っておりますけれども、ということは、多分この加入市町村は、検針をして使用料をいただくという業務は市町村でやっていらっしゃるのかなと思いまして、それで集めたお金を県のほうに負担金として払うと。

その際、当然のことではありますけれども、その利用料を集める費用、検針をしたりとか、それから請求して納入いただくその費用は結構かかっていると思いますけれども、その辺はどう処理されているのかをまずお聞きしたいと思います。

○堤下水環境課長 流域下水道に係る市町村の負担金につきましては、委員がおっしゃったとおり、市町村からの負担金で賄つておるところでございます。

市町村は、流域下水道に接続する流域関連の公共下水道というものを運営しております、それは、先ほど委員がおっしゃったとおり、下水道使用料を住民の方から徴収して、それを原資に県のほうに負担金としてお支払いいただいているというような状況です。

なので、県のほうが求めてます市町村負担金のほうには、そういう市町村が料金を集めたり、そういうようなところについての費用は、市町村のほうで考えられて集められているというような形になっております。

○前川收委員 分かりました。

現行動いている3つの広域下水道の収支を合わせていけば、去年増やしたということもあるでしょうけれども、いい収支だなと思つ

ています。特に、一番最初に始まったところはもう30年ぐらいですかね、平成元年から始まってますから40年近くもうたっているというふうに思いますけれども、それでもなおしっかりと利益を上げていらっしゃるということですが、この先、これは、市町村がやっている広域下水道の例を見ると、大体もう時間がたつと、ほとんど老朽化に伴う維持管理をやっていかなければいけないので、その維持管理費用というのが物すごく大きな負担になって、なかなか下水道を更新するのが、非常に大きな費用負担を伴うという形になっている市町村のほうが多い多分だらうと思います。最初はいいんですけどね。

ただ、最初のうちも、加入者が少なくて下水道の処理場ができないと1戸も入れられないわけですね。先に取るわけにできないので、できたところからしか広げていけない。そして、管路を造っていくのも大変ありますので、なかなか下水道会計ってのは厳しいというのが私の認識でありますけれども、県のほうはこうやってうまくいっているということは、累積でずっとこれまで見てきても、純利益が出てきているのかなと思いますが、いかがですか、それは。

○堤下水環境課長 委員がおっしゃいますとおり、県としましては、市町村から負担金をいただいているということで、毎年度、負担金の額を決めるに当たっては、事前に事業の内容等を説明して、それに応じて負担金のほうを準備していただいているということなので、料金収入の増えたり減ったりとかいうものに影響せずに市町村のほうで用意をしていただいて、県のほうにお金を預けてもらっているので、それを使ってしっかりと維持管理をやっているというのが実情でございます。

委員もおっしゃられましたとおり、これから下水道の課題としましては、人口減少によって処理する水量が減ったりとか、そういう

ったところで収入が減っていくというのがやっぱり一番の課題で、そういったところが、市町村のほうは、特に管路を維持管理していますけれども、埼玉のほうで大規模な陥没事故もありましたけれども、管路のほうが耐用年数が50年ということで、だんだんそういった年数に近づいてくると、そういった管路の修繕とかの費用がかさんてきて、だんだん経営が苦しくなっていくというような状況が今後考えられていくというような課題がございます。

○前川收委員 ということは、処理場本体は、公益企業として県が管理するけれども、引込線の管路本管も含めて、もう直前まで、それは、それぞれの市町村管理なんですか。その本管は下水道、こちらでやって、支線がいっぱい、やり方が複雑でしょうけれども。

○堤下水環境課長 流域下水道、県が管理している部分は、幹線の管路も実は持っております、処理場から集めてくる管路、3流域合わせて約70キロ、管路のほうを今管理しております。その管路に接続する市町村の流域関連の公共下水道は、それ以上の管路の延長をもって維持管理されているというようなことになります。

○前川收委員 分かりました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 関連して、ちょっと何点かお尋ねします。

1ページ、3つの広域下水道があるんでしようけれども、決算は合算しているので、それぞれの詳細よく分からぬんですが、その中で、4ページで職員数6人あるのは、3つで6人と解すると、2人ずつ配置ということなのかなっていうのと、その同じ決算書の

純利益で、今年は3億2,000万上がってますけれども、その下の剰余金の状況見ると、令和5年度までが3億円で、令和6年度だけ3億2,000万、ぽんと上がったってことは、それ以前がマイナスのときもあったというふうに解すのかというのと、もう1つ、ちょっと1ページ、最初に戻るんですけども、今年の北部広域下水道のところで、ちょっと近くにあるか関心があるんですけども、今JASMが接続しているのは、もうずっと聞いていますんですけども、大津、菊陽辺り、いろんな会社がどんどんどんどん設立して、その部分の企業の下水は接続はしていない、あくまでも、ここにあるように住民だけでやっているのかってのをちょっとお聞きしたいと思います。

○堤下水環境課長 まず、職員数につきましては、熊本北部流域につきましては、県央のほうに管路のほうの維持管理、管路と処理場のほうで必要な維持管理のための作業をやってもらっております。

それと、八代北部のほうは県南のほうで担当されてて、球磨川のほうは球磨局でということで、それぞれの課の出先の機関の中で、工務課の中で配置された人員が、3事務所合わせて6人ということで今担当していると。

主に基本的な処理場の運営につきましては、指定管理者制度ということで指定管理者が対応しておりますので、それ以外の、例えば、管路の5年に1回の点検とかを行うような委託を発注したりとか、ちょっとした指定管理者ができないような修繕のような業務を出先のほうでまずやってもらっているということでございます。

それと、2点目で、熊本北部の今JASMのほうの対応の話なんんですけども、今現在、JASM1のほうは熊本北部流域で、これはもう正式に熊本北部で処理するということで処理を行っています。

それから、今現在建設しているソニーの新工場と、先日報道もありましたけれども、JASM2、こちらのほうの排水処理を新しい特定公共下水道でやると。ただ、特定公共下水道の処理場が完成するまでの間は、暫定的に熊本北部のほうで受け入れて処理を行うというような考え方でやっております。

あと、それ以外の企業が入っていないかという話ですけれども、もともとの熊本北部流域の中にあるところで、いろんな企業、もちろんソニーさんの新しい工場以外のソニーの工場とかは、当然熊本北部のエリアに入っていますので、そちらで処理を行っていますし、それ以外の企業についても、処理区域に入っている企業の排水につきましては、熊本北部流域に接続されているものは処理を行うというふうな状況でございます。

○西聖一委員 まず、職員の数で、県北部、県央の人がやっている。これは出向になつて、プロパー職員じゃないってことでいいんですかね。

○堤下水環境課長 出向ではなく、今現在、それぞれ出先機関の工務課に所属しながら、この下水道の業務も併せて行っているというふうになります。

○西聖一委員 いや、併せてと、給与費が出ているから、ダブル受給で、出向という形を取っているんですかって話。

○堤下水環境課長 この企業会計のほうは一部適用という形になっておりますので、職員の給与は、こちら、6人の、担当の方の職員の給料のみを下水道のほうから一般会計に出して充てているというような形になります。

○菰田土木部長 今御質問のあったところにつきましては、各広域本部とか振興局には土

本部の工務課がございまして、工務課の中に各係、道路係とか、治水係とか、河川担当がありますので、今言われている県央広域本部、また、球磨地域振興局、また、県南広域本部の中には、工務課の中に下水道班というのが担っておられます。そういう職員の中で、一部の職員が下水道専属で担当しているということで、お金の大本のところで一部特別会計から一般会計にまた繰入れというか、出したところで支払うということで、身分の関係上、こちらに計上させてもらっているという形になります。

○西聖一委員 だから、この会計から出たお金は、じゃあ県が繰り入れて県職員に給与的に充てているんでしょうか。何かよく分からぬ。

○堤下水環境課長 職員給料につきましては、事業会計から、その6人分、一般会計に支出して、そこから職員の給料として支出をしていただいているという形です。

○西聖一委員 県職員を身分離れていなくて、給与だけもらうって話ですか。そういうことがあるんですか。ちょっとよく分からぬ。

○堤下水環境課長 身分は県職員という身分でやっていただいていると。

○西聖一委員 普通、出向という形を取るんじゃないんですか。

○椎葉政策審議監 すみません。一応今出向というのは、基本的に今回下水道事業の会計というのは知事部局の中で、公営企業の財務会計の適用だけを受けていますので、組織としては、知事部局の組織の中でやっていますので、例えば企業局とかは、企業局と病院局

は、公営企業を全部適用していますので、組織としては、知事部局とは違う組織という形になります。

○西聖一委員 了解いたしました。

○高木健次委員長 いいですか。

○西聖一委員 はい、それは了解しました。

最後、企業接続の件は、ちょっとよくまだ分からなかつた。すみません。

○椎葉政策審議監 企業接続につきましては、熊本北部流域下水道の処理区域というのは、この処理のエリアをまず設定します。そちらのエリアに入っているところの企業につきましては、北部流域下水道のほうに接続できるので、そちらのほうはやっていると。それの代表的なやつはソニーの工場とか、そういったところが、ほかもいろいろありますけれども、そういったところはしっかりとちゃんと接続して処理を行っているというところです。

○西聖一委員 それは、先ほど前川委員がおっしゃられたように、市町村さんのほうでお金を徴収してって話になるということで理解していいんですか。

○椎葉政策審議監 委員のおっしゃられたとおりで、市町村のほうが料金は徴収されております、企業からです。

○西聖一委員 分かりました。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 説明資料4ページ、5ページ、今おっしゃったところですけれども、代表監査委員の最初の話にあったように、収益

的収支は、おおむね均衡する計画ですけれども、純利益を確保していると。確かにそのとおり、3億2,000万、数字を見ても非常にいい企業会計の数字じゃないかなと思うんですよ。

この支出のところも減価償却が13億なので、これは基本的に現金が出ていません。現預金を見てみたら、32億ぐらい現預金があるんですよね。非常に成績のいいところだと思うんですけども、1つ思ったのが、この決算資料の14ページに、先ほど老朽化とか様々あったんですけども、経営指標に関する事項の中で、老朽化率というのが0%と書いてありますよね。右のページ、14ページ、表の一番下です。これは、どういう意味なのかなあと思って。

私は、ある程度やっぱり現預金もきちんとストックして将来の更新にも必要な考えもあるらるのかなと思っているもんですから。

○堤下水環境課長 この表の管渠老朽化率というのが、管路の老朽化の割合を示すんですけども、管路、先ほど申しましたとおり、県の造った流域下水道につきましては、運用開始から30数年、一番長い熊本北部でもということです。管渠の耐用年数が50年となりますので、その50年に達した管渠が、今のところゼロ、県が管理している管渠ですけれども。については、そういうことで0%というふうになっております。

○前田憲秀委員 分かりました。

じゃあ将来的にはどうなんでしょうか。導入したのは一時期であっても、更新するのは一緒にまたやるという感じなのか、調査をして先に長寿命化で替えたほうがいいかと、そういう議論というのはまだこれからという感じですかね。

○堤下水環境課長 管路につきましては、も

う5年に1回点検をやることでやっております。先ほど、耐用年数50年ってありますけれども、その大規模な損傷とか、そういうものがもし見つかったら、その都度新しく管路の補修をかけていくというようなことになりますけれども、50年になると、もっと本格的な、例えば、補修ではもうもたないやつだったら取替えをやるとか、そういうことも考えられるということで、今の段階では、まだ30数年ということなので、そういう点検で見つかったりしたものについて、緊急を要するものにだけ補修とかを当てていくということで、今のところその大きな管路についての補修の費用というのはかかるといいような状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

最初に言いましたように、企業会計で見ると物すごく優良な企業のように見えます。ただ、収入の内訳で、一般会計からの新規借りだとか様々ありますので、私が言ったように、将来に向けての老朽化防止、そういうのもやっぱり何らかの数字で示してもいいんじゃないかなという気がしたもんですから質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

——なければ、これで下水道事業会計の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月24日金曜日午前10時から開会し、午前に教育委員会、午後から企業局及び病院局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
決算特別委員会委員長